

令和 7 年 度
府 営 住 宅 用 地 活 用 事 業
一 般 競 争 入 札（第 1 回）
（府営高槻深沢住宅用地及び高槻市有地売払い）
実 施 要 領

入札に参加するには、事前の申込みが必要です。

〈申込み受付期間（持参のみ）〉

令和 7 年 8 月 19 日（火）、8 月 20 日（水）

〈受付場所〉

高槻市役所 総合戦略部 アセットマネジメント推進室

午前 9 時～午後 5 時

ただし 12 時～13 時を除く

〈入札および開札の日時〉

物件番号 1：令和 7 年 8 月 28 日（木）午前 10 時 30 分入札開始

入札開始時刻の 30 分前より受付

〈入札および開札の場所〉

大阪府咲洲庁舎 2 階 咲洲ホール

入札に参加を希望される方は、この実施要領をよくお読みいただき、内容を十分に把握した上でご参加ください。

大阪府 都市整備部住宅建築局 住宅経営室施設保全課
高槻市 総合戦略部 アセットマネジメント推進室

日 程

入札の公告

令和7年6月26日（木）



現 地 開 放

令和7年7月4日（金）

午前10時30分～11時30分



質 疑 応 答

<電子メールのみ>

令和7年7月10日（木）受付

令和7年7月28日（月）回答



※大阪府分のみ

入札保証金納付書・領収証 書の配布受付

令和7年8月4日（月）から

令和7年8月6日（水）まで



入札参加申込みの受付

<持参のみ>

※入札保証金（高槻市分）の
納付書等を作成しますので
少しお時間頂きます。

令和7年8月19日（火）

令和7年8月20日（水）



入札及び落札者の決定

令和7年8月28日（木）

※入札開始時刻の30分前より
受付開始

物件番号1：午前10時30分入
札開始



○入札実施要領は大阪府及び高槻市のホームページに掲載します。

府：

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o130230/yochikatsuyo/r7-1.html>

高槻市：

<https://www.city.takatsuki.osaka.jp/site/nyusatsu-keiyaku/147464.html>

○事業用地の現地を開放します。

○質疑は以下の電子メールでお申し込みください。

jutakukeiei-g07@gbox.pref.osaka.lg.jp

○回答は大阪府及び高槻市のホームページに掲載します。

府：

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o130230/yochikatsuyo/r7-1.html>

高槻市：

<https://www.city.takatsuki.osaka.jp/site/nyusatsu-keiyaku/147464.html>

○入札保証金（大阪府分）の納付に必要な大阪府所定の納付書を郵送により入手してください。

○入札保証金（大阪府分）は、この要領で指定された期間に納付してください。

○受付場所：高槻市役所 本館5階

アセットマネジメント推進室

○入札参加書、誓約書

○あらかじめ金融機関で入札保証金を納付の上、入札に参加してください。

○入札保証金（大阪府分）については、入札保証金届出書を必ず提出してください。

○入札保証金（高槻市分）については、入札保証金提出書を必ず提出してください。

○入札締切り後、入札者の面前で開札し、落札者を決定します。

○入札開始時間になると、入札室を閉鎖しますので、必ずそれまでにお越しください。

土地利用条件への適合確認

令和7年9月10日（水）まで

○落札後、土地利用計画図等を提出してください。基本的な事項について適合していることを大阪府及び高槻市にて確認します。



土地売買契約の締結

令和7年9月24日（水）
※契約締結日は落札者と調整
のうえ決定

○土地売買契約の締結と同時に売買代金を支払ってください（入札保証金（大阪府分）は、売買代金に充当できます。入札保証金（高槻市分）は充当できません）。※大阪府、高槻市のそれぞれと実施してください。

○土地売買契約締結をもって現状有姿で事業用地を引渡します。



所有権の移転登記

○売買代金の支払いを確認した後、所有権移転登記を行います。

目 次

1	入札への参加及び契約の締結にあたって	1
2	事業用地一覧	2
3	土地利用条件	3
4	申込みから土地売買契約の締結まで	6
4-1	入札参加資格	7
4-2	現地開放	8
4-3	質疑応答	9
4-4	入札保証金の納付	9
4-5	入札参加申込みの受付け	13
4-6	入札及び落札者の決定	14
4-7	土地利用条件への適合確認	17
4-8	土地売買契約の締結に必要な書類の提出及び個人情報の収集・提供	17
4-9	土地売買契約の締結	18
4-10	買戻特約の解除	19
4-11	その他の注意事項	20
5	物件調書	21
6-1	府有財産売買契約書（案）	44
6-2	市有財産売買契約書（案）	56
7	提出書類の様式・記入例	68
	お問合せ先	巻末

このページは空白です。

1 入札への参加及び契約の締結にあたって

この条件付土地売払の入札には、入札参加資格を満たす必要があることに加えて、落札した後、事業者として事業用地の土地利用条件に適合させた宅地開発、建築物の建築及び販売や運営を行わなければなりません。

そのために、落札者は、土地売買契約の締結に先立ち、土地利用計画図など基本的な事項を記した書面を所定の期日内に提出し、大阪府及び高槻市による条件の適合状況の確認を受けることとなります。また、土地売買契約の締結後も、計画に沿った宅地開発及び建築物の建築を行っていることを適時、報告しなければなりません。

本入札の趣旨、内容を十分理解したうえでご参加ください。

2 事業用地一覧

物件 番号	土地 所有者	事業用地 名 称	事業用地の所在地	地目	数 量	用途地域 (建蔽率／ 容積率)	最低売却 価 格
1	大阪府	高槻深沢 住宅用地	高槻市深沢町二丁目 239番5	宅地	6443.12 m ²	第一種中高 層住居専用 地域 (60%／ 200%)	1,454,170,000 円
	大阪府	高槻深沢 住宅用地	高槻市深沢町二丁目 239番10	宅地	5666.98 m ²		
	大阪府	高槻深沢 住宅用地	高槻市深沢町二丁目 291番4	宅地	4.08 m ²		
	高槻市	高槻 市有地	高槻市深沢町二丁目 604番	宅地	10.93 m ²		
	高槻市	高槻 市有地	高槻市深沢町二丁目 608番	宅地	53.26 m ²		
	高槻市	高槻 市有地	高槻市深沢町二丁目 612番1	宅地	74.11 m ²		
合計					12252.48 m ²		

※上記の大阪府所有地と高槻市所有地を一団の土地として売却します。上記土地の一部だけを取得することはできません。

※土地売買契約は大阪府と高槻市、それぞれと落札者で締結します。なお、落札者が入札した金額に145,417分の145,024を乗じて得た金額を大阪府との契約金額とし、145,417分の393を乗じて得た金額を高槻市との契約金額とします。なお、1円未満は四捨五入とします。

3 土地利用条件

《 物件番号1 : 高槻深沢住宅用地及び高槻市有地 》

事業用地の開発にあたっては、良好な住まいとまちづくりを実現するために、周辺環境と調和の取れた景観の形成、環境やバリアフリー、防犯・防災等の安全などに配慮するとともに、以下について遵守しなければならない。

(1) 用途等

ア 建築物の用途は、次のいずれか（複数可）とすること。

（ア）分譲住宅（戸建て住宅または共同住宅）

（イ）食料品及び日用品等の物販販売等を行う店舗

イ ア（ア）の用途にする場合、**ZEH**水準の省エネ住宅（戸建て住宅：**ZEH Oriented** 共同住宅：**ZEH-M Oriented**に求められる基準以上）とすること。

(2) 工事に関する事項

工事に際しては、関連法規をはじめ以下の事項を遵守すること。

ア 工事に先立ち、計画内容等の地元説明を行うとともに、工事中の現場対応のため責任者と連絡先を明記した工事管理体制表を作成すること。

イ 工事中は、特に騒音、振動を抑えるよう配慮して作業を行い、万一、周辺の家屋等に損害を与えた場合は、補償等の適切な対応を行うこと。

ウ 事業用地に近接する小学校、保育所等には、工事にあたって、事前に説明を行うこと。また、工事車両の通行等にあたっては、十分な安全対策を講じるとともに、歩行者を優先して交通誘導を行うこと。工事車両が集中しないよう配慮すること。

(3) その他

ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）に基づく性能表示について、住宅購入者に制度の内容を説明し、購入者の希望に応じて、指定住宅性能評価機関による住宅性能評価書の交付を受けること。

イ 都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）等の関連法規並びに高槻市開発事業の手続等に関する条例や施行指針及び大阪府・高槻市の各種条例・指針等を遵守すること。

ウ 当該事業用地の開発にあたっては、都市計画法第29条の規定に基づき開発行為の許可を受け、都市計画法第33条の技術基準を満足すること。高槻市関係各課と十分に協議すること。

エ 本事業用地全体を1の開発区域と考えて、高槻市開発事業の手続等に関する条例に基づき計画すること。

オ 開発区域内に配置される準幹線道路（道路幅員9.7m以上）の両端は、市道野田大塚線には接続を行わないこと。

カ 市道野田大塚線から直接車の出入りする車庫を設けないこと。

- キ 公共施設（道路、公園等）は、高槻市に帰属すること。
- ク バス停留所から10m以内に出入口を設けないこと。
- ケ 交差点及び横断歩道の5m以内に出入口を設けないこと。
- コ 市道野田大塚線において、道路の安全性が悪化することがないように努めること。また、開発事業により交通量の著しい増加が予測される場合は、交通渋滞対策等の道路整備について関係部署と十分に協議すること。
- サ 「高槻市緑地環境の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づく緑化協議を行うこと。
- シ 給水装置等が必要な場合は、水道法、高槻市水道事業条例等の関係法令を遵守し、高槻市水道部の給水装置工事施工指針（R6. 4）に基づき、給水装置等を設置すること。
- ス 落札者の土地利用計画図の提出にあつては、事前に高槻市都市創造部審査指導課開発調整チームと協議し作成すること。

4 申込みから土地売買契約の締結まで

4-1 入札参加資格

- (1) 入札には、個人、法人を問わず参加していただけます。なお、落札された場合は、入札書の入札者欄に記載された方が土地売買契約における買受人となります。
- (2) 入札には、2者以上が共同で参加することもできます。2者以上での所有権の共有を予定している場合、必ず共有予定者の連名でお申込みください。共有予定者の連名で申込む場合、入札書の入札者欄に記載された方が代表して入札手続を行っていただくことになります。詳しくは、4-5の「共同入札について」P. 13をご参照ください。
- (3) 入札への参加は、単独・共同の別を問わず1者1参加とし、重複して参加することはできません。
- (4) 次のアからスまでのいずれかに該当する方は入札に参加することができません。(共有予定者を含む。)

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

オ 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者又は営業の許可を得ていても入札、契約行為について制限されている未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

カ 破産法（昭和22年法律第75号）第2条第4項に規定する破産者で復権を得ない者

キ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（大阪府入札参加停止要綱又は高槻市物品売買業者指名停止基準及び高槻市建設工事請負業者指名停止基準に基づく入札参加停止期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号、並びに大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第2号及び第4号又は高槻市暴力団排除条例（第2条第2号及び第3号）に規定する者

ケ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体に該当する者

コ 大阪府と締結した土地売買契約における違約金の完納の日から6か月を経過しない者

サ 大阪府が実施した府営住宅用地の売却にかかる入札において落札しながら契約を締結しなかった者で、当該入札の契約締結期限の日から6か月を経過しない者

シ 本物件を暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用に使用しようとする者

ス 高槻市財務規則第 96 条の規定のうち、以下に該当する者

(ア) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るため違法な行為をした者

(イ) 落札者が契約を締結すること又は契約者がその内容を履行することを妨げた者

(ウ) 監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者

(エ) 正当な理由がなく、契約を履行しなかった者

(オ) 市に提出した書類に虚偽の記載をし、又は市に著しい損害を与えた者

(カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する行為をした者を使用している者

(キ) 上記(ア)から(カ)の規定の適用については、過去 1 年間の事実を対象とする。

(5) 事業用地において住宅の建築計画がある場合は、入札参加の申込みの日から入札の日までの期間において、営業を行うにつき、宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 3 条第 1 項の免許を受けている者であること。なお、共同で入札に参加する場合については、入札に参加する者いずれかがこの要件を満たせばよい。

(6) 入札参加の申込みの日から入札の日までの期間において、次のアからエまでのいずれにも該当するものであること。

ア 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第 1 項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けた者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

イ 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第65条第 2 項又は第 4 項の規定による業務の停止命令を受けた者でないこと。

ウ 営業を行うにつき、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第 1 項の登録を受けている者にあっては、同法第26条第 2 項の規定による事務所の閉鎖の命令を受けた者でないこと。

エ 営業を行うにつき、建設業法（昭和24年法律第100号）第 3 条第 1 項の許可を受けている者にあっては、同法第28条第 3 項又は第 5 項の規定による営業の停止命令を受けた者でないこと。

(7) 入札の公告の日から入札の日までの期間において、次のア及びイのいずれにも該当しないものであること。

ア 大阪府入札参加停止要綱又は高槻市物品売買業者指名停止基準及び高槻市建設工事請負業者指名停止基準に基づく入札参加停止措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）

イ 大阪府から建設工事等に関し損害賠償請求を受けている者（入札参加申請の提出日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。）

4－2 現地開放

(1) 日時

物件番号 1	高槻深沢住宅用地及び 高槻市有地	令和 7 年 7 月 4 日(金)午前10時30分～午前11時30分
--------	---------------------	------------------------------------

(2) 場所 事業用地の現地（物件番号 1 : P. 25）

(3) 注意点

- ア 説明会はいきませんので、必ず各自で現場の確認・調査をしてください。
- イ 調査・確認される際は、地域住民の迷惑にならないよう、ご配慮ください。
- ウ 駐車場は設けておりません。電車・バス等の公共交通機関をご利用ください。
- エ 現地開放への参加は、各入札参加予定者につき 2 名までとしていただき、マスクの着用等感染症予防対策につきましては、各自判断のもと対応をお願いします。また、発熱（37.5 度以上）のある場合や体調不良（だるい、咳が出るなど）の場合は、参加をご遠慮ください。

4-3 質疑応答

(1) 受付日時 令和 7 年 7 月 10 日（木）午前10時00分から午後4時00分まで

(2) 回答日時 令和 7 年 7 月 28 日（月）午後3時00分から

(3) 受付方法

質疑は電子メールで提出してください。

提出先：jutakukeiei-g07@gbox.pref.osaka.lg.jp

電子メールの件名は『【高槻深沢住宅用地及び高槻市有地】入札質疑について』としてください。

受信後、着信した旨のメールを返信します。受付当日の午後4時30分までに返信メールが届かない場合は、お問合せください。（お問合せ先は巻末参照）

(4) 回答方法

回答は、以下URLのホームページに掲載します。（いずれも同じ内容です。）

（大阪府ホームページ）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o130230/yochikatsuyo/r7-1.html>

（高槻市ホームページ）

<https://www.city.takatsuki.osaka.jp/site/nyusatsu-keiyaku/147464.html>

(5) 注意点

- ア 質疑書は、この実施要領に添付している様式（P. 69）を使用してください。なお、記名等が無いものにはお答えできません。
- イ 質疑回答書は土地売払にあたっての条件の一部となります。

4-4 入札保証金の納付

- (1) 入札に参加するためには大阪府及び高槻市それぞれへ入札保証金を事前納付する必要があります。
- (2) 入札保証金の納付は大阪府及び高槻市へそれぞれ 1 回限りです。一旦受領した後は追加や変更ができませんのでご注意ください。
- (3) 入札保証金には、利子は付しません。
- (4) 落札者の大阪府分の入札保証金は、売買代金に充当することができます。

※高槻市分の入札保証金は売買代金へ充当できません。

- (5) 落札者が落札物件（事業用地）の土地売買契約を締結しないとき（落札後、入札参加資格（P. 7 参照）を有しない者であることが判明し、失格したときを含む。）は、入札保証金は還付されませんので、ご注意ください。

(6) 大阪府と高槻市では、入札保証金の納付方法が異なります。

ア 大阪府の入札保証金

(ア) 入札保証金納付書・領収証書の配布受付

入札に参加するためには、あらかじめ府税及び公金収納金の収納取扱金融機関（P. 1 1 参照）にて、大阪府所定の納付書（所定事項をすべて記入しておくこと。P. 1 2 記入例参照）により、入札保証金の納付が必要ですので、以下により大阪府所定の納付書を郵送で入手してください。

(i) 郵送の受付期間 令和 7 年 8 月 4 日（月）から令和 7 年 8 月 6 日（水）【必着】まで

(ii) 送付先 〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎26階
大阪府都市整備部住宅建築局住宅経営室施設保全課資産活用グループ
令和 7 年度府営住宅用地活用事業一般競争入札（第 1 回）（府営高槻深沢住宅用地及び高槻市有地売却）担当者あて

※ 返信用封筒（長形3号）に返信先（住所、あて名）を記入し、110円切手を貼付のうえ同封すること。

※ 令和 7 年 8 月 1 4 日（木）（郵送受付期間の最終日の5営業日後）までに納付書が届かない場合は、お問合せください。（お問合せ先は巻末参照）

(イ) 入札保証金の納付

(i) 納付期間：令和 7 年 8 月 2 1 日（木）（入札日の 5 営業日前）以降に納付してください。

(ii) 入札保証金は、入札金額に145,417分の145,024を乗じた額の 1 0 0 分の 2 以上（円未満切上げ）の額を納付してください。

例 (入札しようとする金額) (入札保証金)
$$1,500,000,000 \text{ 円} \times \frac{145,024}{145,417} \times \frac{2}{100} = 29,918,923 \text{ 円以上}$$

(iii) 金融機関にて納付時に交付される領収印押印済みの「納付書・領収証書」の写しを入札保証金届出書に貼付のうえ、入札当日に提出していただきます。

(iv) 入札保証金を納付後に入札への参加を中止する場合は、速やかに大阪府都市整備部住宅建築局住宅経営室施設保全課資産活用グループまでお申出ください。（4-5(4)キ参照）

(v) 落札者以外の入札保証金は、入札終了後、必要な事務処理期間（約 3 週間）を経て、あらかじめ入札者が指定した入札者と同一名義の金融機関の預金口座への振込みにより還付します。

(vi) 落札者の入札保証金は、売買代金に充当することができます。売買代金への充当を希望しない場合は、土地売買契約の締結後に還付します。なお、還付については必要な事務処理期間（約 3 週間）を要しますのでご了承ください。

府税及び公金収納金の収納取扱金融機関一覧

2025年1月1日現在

＜国内所在の店舗で納付できる金融機関＞		＜大阪府内所在の店舗で納付できる金融機関＞	
都市銀行 4	第二地方銀行 9	信用金庫 10	農業協同組合 15
りそな銀行	東京スター銀行	信金中央金庫	大阪府信用農業協同組合連合会
三菱UFJ銀行	富山第一銀行	大阪信用金庫	北大阪農業協同組合
三井住友銀行	あいち銀行	大阪厚生信用金庫	高槻市農業協同組合
みずほ銀行	名古屋銀行	大阪シティ信用金庫	茨木市農業協同組合
	みなと銀行	大阪商工信用金庫	大阪北部農業協同組合
	徳島大正銀行	永和信用金庫	大阪泉州農業協同組合
	香川銀行	北おおさか信用金庫	いずみの農業協同組合
地方銀行 24	愛媛銀行	枚方信用金庫	堺市農業協同組合
北陸銀行	高知銀行	尼崎信用金庫	大阪南農業協同組合
北國銀行		京都信用金庫	大阪中河内農業協同組合
大垣共立銀行			グリーン大阪農業協同組合
十六銀行			北河内農業協同組合
十三三銀行			大阪東部農業協同組合
百五銀行			九個荘農業協同組合
滋賀銀行	労働金庫 1	信用組合 9	大阪市農業協同組合
京都銀行	近畿労働金庫	全国信用協同組合連合会	
関西みらい銀行		大同信用組合	
池田泉州銀行		成協信用組合	
南都銀行		大阪協栄信用組合	
紀陽銀行	その他 4	大阪貯蓄信用組合	
但馬銀行	あおぞら銀行	のぞみ信用組合	
鳥取銀行	SBI新生銀行	大阪府医師信用組合	
山陰合同銀行	PayPay銀行(※)	近畿産業信用組合	
中国銀行	楽天銀行(※)	ミレ信用組合	
山口銀行			
阿波銀行			
百十四銀行			
伊予銀行			
四国銀行			
肥後銀行			
大分銀行			
鹿児島銀行			

(計77法人)

(※)PayPay 銀行及び楽天銀行は、口座振替の方法及び日本マルチペイメントネットワーク運営機構が運営するマルチペイメントネットワークを利用した方法(ペイジーマークのある納付書によるもの)により納付ができます。

《入札保証金納付書・領収証書記入例》

「金額」「住所・氏名」「納付日」をそれぞれ3か所に記入の上、金融機関の窓口で振込んでください。

納付書・領収証書											
区分	3	6	年度	4	0	7	5	8	9	10	11
受入	6	4	歳入歳出外現金	7	5	7	8	9	10	11	12
(款)	9		(項)	10							
(目)	13		(節)	14							
金額	20	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百
	73				¥	1	2	3	4	5	0
											0
											0
											0
											0
う											31
証券金額											84
金額を記入してください。 「¥」を忘れずに！											
上記の金額を納付します。 令和〇年〇月〇日											
取扱課所 所属コード											
住宅経営室 1 1 7 7 6											
大阪府											

領収控(金融機関保存用)											
区分	3	6	年度	4	0	7	5	8	9	10	11
受入	6	4	歳入歳出外現金	7	5	7	8	9	10	11	12
(款)	9		(項)	10							
(目)	13		(節)	14							
金額	20	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百
	73				¥	1	2	3	4	5	0
											0
											0
											0
											0
う											31
証券金額											84
令和7年度府営住宅用地活用事業一般競争入札(第1回)第1号物件の入札保証金として											
上記の金額を納付します。 令和〇年〇月〇日											
取扱課所 所属コード											
住宅経営室 1 1 7 7 6											
大阪府											

領収控(大阪府送付用)											
区分	3	6	年度	4	0	7	5	8	9	10	11
受入	6	4	歳入歳出外現金	7	5	7	8	9	10	11	12
(款)	9		(項)	10							
(目)	13		(節)	14							
金額	20	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百
	73				¥	1	2	3	4	5	0
											0
											0
											0
											0
う											31
証券金額											84
令和7年度府営住宅用地活用事業一般競争入札(第1回)第1号物件の入札保証金として											
上記の金額を納付します。 令和〇年〇月〇日											
取扱課所 所属コード											
住宅経営室 1 1 7 7 6											
大阪府											

納付書											
納付書番号	45										53
納入者区分	54										63
納入者の登録番号	55										63
納入者住所	大阪府中央区〇〇町1-2-4										
氏名	株式会社〇〇不動産 代表取締役 〇〇 保 〇〇 一郎										
細 節	64										67
統計区分	65										67

納付書											
納付書番号	45										53
納入者区分	54										63
納入者の登録番号	55										63
納入者住所	大阪府中央区〇〇町1-2-4										
氏名	株式会社〇〇不動産 代表取締役 〇〇 保 〇〇 一郎										
細 節	64										67
統計区分	65										67

納付書											
納付書番号	45										53
納入者区分	54										63
納入者の登録番号	55										63
納入者住所	大阪府中央区〇〇町1-2-4										
氏名	株式会社〇〇不動産 代表取締役 〇〇 保 〇〇 一郎										
細 節	64										67
統計区分	65										67

イ 高槻市の入札保証金

(ア) 入札保証金納付書・領収書・収入済通知書の配布

(i) 入札に参加するためには、あらかじめ高槻市の公金収納金の収納取扱金融機関（納付書の裏面に記載）にて、高槻市所定の納付書により、現金で入札保証金の納付が必要です。納付書は、入札参加申込みの受付の際に交付します。高槻市への入札保証金は、入札当日までの納付が必要となります。

(イ) 入札保証金の納付

(i) 納付期間：納付書を受領してから入札日当日まで

(ii) 入札保証金は、196,500円です。なお、入札額にかかわらず定額です。

(iii) 金融機関にて納付時に交付される領収印押印済みの「領収書」の写しを入札保証金提出書に貼付のうえ、入札当日に提出していただきます。

(iv) 落札者以外（入札を辞退した者を含む）の入札保証金は、入札終了後、必要な事務処理期間（約3週間）を経て、「入札保証金提出書」に記載された金融機関の口座への振込みにより還付します。

(v) 落札者の入札保証金は、売買代金に充当することはできません。土地売買契約の締結後、必要な事務処理期間（約3週間）を経て、「入札保証金提出書」に記載された金融機関の口座への振込みにより還付します。

4-5 入札参加申込みの受付

入札に参加するためには、事前の申込みが必要です

入札に参加を希望する方は、入札参加資格を確認し、必要書類を作成のうえ所定の日時にお申込みください。

必要書類は、この実施要領に添付（後掲）している様式（P. 71、P. 81）を使用してください。

単独で入札する場合、共同で入札する場合とも、この参加申込みの名義人を土地売買契約書の買受人とし、不動産登記上の名義人とし、所有権を共有とする場合は、必ず共同でお申込みください。

共同入札について

2人以上が共同で参加する場合（以下「共同入札者」という。）、事業の円滑な実施を期するため、共同入札者のうち1者を落札者の決定に至るまでの事務及び契約締結にかかる一切の債務を代表する代表事業者として定めてください。ただし、土地売買契約にかかる債務は全者が連帯して負うものとします。

入札参加申し込み後の共同入札者の変更は、大阪府及び高槻市が支障ないと認める場合に限り、入札日の前日までの間、受け付けますが、代表事業者の変更は認められません。なお、入札日以降は共同入札者の変更・追加・辞退は認めません。

(1) 受付日時 令和7年8月19日（火）、20日（水）

午前9時00分から午後5時00分まで（正午～午後1時を除く）

(2) 受付場所 高槻市役所 5階 アセットマネジメント推進室（P. 88参照）

(3) 必要書類（各1部）

ア 令和7年度府営住宅用地活用事業一般競争入札（第1回）（府営高槻深沢住宅用地及び高槻市有地売却）入札参加書（P. 71）（以下、「入札参加書」という。）

イ 誓約書（P. 81）

（4）注意事項

ア 入札参加申込みの受付は、持参に限ります。

イ 提出いただいた「入札参加書」に申込みの受付処理を行い、入札時の入札参加書として交付します。

ウ 入札保証金（高槻市分）の納付書等をお渡しするので、少しお時間頂くことご了承ください。

エ 入札参加書の申込者が入札時の入札者となります。

オ 入札参加資格を有しない者または入札日までにこの資格を失った者は、入札に参加することができません。

カ 落札者の決定までの間は申込者名、申込者数等は公表いたしません。

キ 申込み後の辞退は可能ですが、速やかに（必ず入札日の前日までに）大阪府都市整備部住宅建築局住宅経営室施設保全課資産活用グループへ連絡の上、辞退届（P. 83）を電子メールにて以下提出先まで届け出てください。

提出先：jutakukeiei-g07@gbox.pref.osaka.lg.jp

入札保証金（大阪府分）の納付が済んでいる場合は、辞退届にあわせて入札保証金還付依頼書（大阪府分）（P. 85）も電子メールに添付してください。

ク 申込者が多数の場合、入札会場を変更する場合があります。入札会場を変更する場合は下記URLの大阪府及び高槻市のホームページへ掲載します。必ず入札日の前日若しくは当日にご確認ください。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o130230/yochikatsuyo/r7-1.html> 府

<https://www.city.takatsuki.osaka.jp/site/nyusatsu-keiyaku/147464.html> 市

4-6 入札及び落札者の決定

（1）入札日時

物件番号 1	高槻深沢住宅用地及び 高槻市有地	令和7年8月28日（木） 午前10時00分受付開始 午前10時30分受付締切り・入札開始
--------	---------------------	--

（2）入札会場 大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）2階咲洲ホール（以下「会場」という。）

（3）注意点

ア 入札当日の受付は、（1）に記載の受付開始時刻から行い、受付締切り時刻に締切ります。遅れて来られた方は入札に参加することができませんので、お早めにご来場ください。

イ 入札に参加される際のマスクの着用等感染症予防対策につきましては、各自判断のもと対応をお願いします。また、発熱（37.5度以上）のある場合や体調不良（だるい、咳が出るなど）の場合は、来庁をご遠慮ください。

ウ 全ての申込者の受付が受付締切り時刻前に完了した場合は、その時点で受付を締め切ります。

エ 申込者の受付締切り後、執行官の開始の宣言をもって入札を開始します。入札時の会場への入室は、各申込者1名までとします。ただし、受付時の会場への入室は各申込者2名まで入室する

ことができます。

オ 入札当日、大阪府分については納付書・領収証書の写しを貼付した入札保証金届出書、高槻市分については領収書の写しを貼付した入札保証金提出書の提出が必要となります。入札保証金は指定された期間内に事前納付の上、上記書類を持参してください。

カ 入札書は所定の様式（P. 77）を使用しなければなりません。

キ 来場には電車・バス等の公共交通機関をご利用ください。

ク 申込みを受付けた者であっても、この入札日までの間に入札参加資格を失った者は入札に参加することができません。

（4）当日持参していただくもの

ア 入札参加書（申込み受付の処理がなされたもの（P. 71））

イ 入札保証金届出書〔大阪府分〕（P. 73）

ウ 納付書・領収証書〔大阪府分〕（金融機関の領収印押印済みのもの）の写し
入札保証金届出書〔大阪府分〕の裏面に貼付

エ 入札保証金提出書〔高槻市分〕（P. 75）

オ 領収書〔高槻市分〕（金融機関の領収印押印済みのもの）の写し
入札保証金提出書〔高槻市分〕の裏面に貼付

カ 入札書（P. 77）

キ 当日参加される方が確認できる書類（原本）

当日は、各書類等の受渡しやくじ引き（同額での入札があった場合）を行います。

入札者が法人の場合、これらの行為を行うものが代表者である場合は、本人であることを確認できる書類（原本）を提示してください。代表者以外の場合は、クの委任状の提出に加えて、入札に参加された方が受任者であることを確認できる書類（原本）を提示してください。

入札者が個人の場合、本人であることを確認できる書類（原本）を提示してください。当日、出席できない場合は、クの委任状の提出に加えて、入札に参加された方が受任者であることを確認できる書類（原本）を提示してください。

※本人であることを確認できる書類の例：マイナンバーカード、運転免許証、社員証（写真付）など。ただし、名刺を除く。

ク 委任状（法人：代表者以外の場合・個人：本人以外の場合）（P. 79）

法人である場合は、入札者の印鑑証明書、個人である場合は、印鑑登録証明書を添えて提出してください。

入札に当たっての注意事項

- （1）事業用地の売却価格には予め最低売却価格を設定しており、これを下回る金額の入札書は無効となります。（P. 2「事業用地一覧」参照）
- （2）入札書に記載する金額は、売却物件全体の金額としてください。
- （3）入札書には、入札者の住所、氏名（法人の場合は、法人名）を記載してください。共同入札の場合は代表事業者の住所、氏名（法人の場合は、法人名）を記載してください。
- （4）入札書への金額の記入には、アラビア数字（0、1、2、3…）の字体を使用し、最初の数字の

前に〒マークを付け、物件の総額を記入してください。

- (5) 金額欄の記入において使用する通貨単位は、日本国通貨（円）に限ります。
- (6) 入札済の入札書は、いかなる理由があっても、書換え、引換え又は撤回をすることができません。
- (7) 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。
- ア 入札金額が、最低売却価格に達しない入札
 - イ 入札参加資格のない者がした入札又は委任状を提出せずに代理人がした入札
 - ウ 指定の時刻後に入札書を提出した入札
 - エ 所定の入札書によらない入札
 - オ 入札保証金を納付していない者の入札
 - カ 大阪府及び高槻市それぞれに対する入札保証金の納付額が不足する入札
 - キ 入札金額が入札保証金の 50 倍を超える入札
 - ク 入札書に必要な記載内容の記載がない入札
 - ケ 入札者が 1 人で 2 枚以上の入札をした場合、その全部の入札
 - コ 共同入札の場合で、代表事業者及びその他の共同入札者がそれぞれ入札した場合、その全部の入札
 - サ 入札金額、入札者の名称その他主要部分が識別し難い入札
 - シ 入札金額を訂正した入札
 - ス 入札に関し、不正な行為（他の者の入札書を覗き見る等）を行った者がした入札
 - セ 電話、又は郵送やメールの送付等、持参以外の方法で提出された入札
 - ソ その他本実施要領に違反した入札

落札者の決定

- (1) 入札締切り後、直ちに開札します。
- (2) 落札者は、次の方法により決定します。
- ア 有効な入札を行った者のうち、入札金額が、大阪府及び高槻市が定める最低売却価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者（その金額を落札金額とします。）
 - イ アに該当する者が 2 者以上あるときは、開札後直ちに行うくじ引きにより決定します。（この場合、該当者はそれを辞退できません。）入札者が法人の場合は、法人に所属する役員又は社員により、くじを引いていただきます。入札者が個人の場合は、その個人又は代理人により、くじを引いていただきます。

くじを引く者について

- 入札者が法人の場合…法人に所属する役員又は社員（代表者以外は委任状が必要）
- 入札者が個人の場合…入札者自身又は代理人（委任状が必要）

ウ 開札の結果、最高入札金額が最低売却価格に達しないときは、再入札は行わず、入札を打ち切ります。

- (3) 落札者が入札した金額に 145,417 分の 145,024 を乗じて得た金額を大阪府の落札金額とし、145,417 分の 393 を乗じて得た金額を高槻市の落札金額とします。なお、この場合、1 円未満は

四捨五入とします。

- (4) 開札結果は、速やかに大阪府及び高槻市ホームページ等で公表します。また、入札の公平性・透明性確保のため、入札内容（事業用地の所在地、数量、入札者の住所・氏名・入札金額）をホームページ等で公表する予定ですので、参加者はこのことを了承した上で入札に参加してください。

- (5) 共同入札により入札に参加された方が落札者となった場合は、速やかに次の事項に関する申立書を提出してください。

ア 落札した事業用地の所有権持分割合

イ 契約金額の負担区分

ウ 入札保証金の充当金額区分又は還付金額区分

エ 登録免許税額の負担区分

本入札にかかる土地売買契約は土地所有権の移転を伴うものであり、共同買受けによる買受け者のうちいずれかの者の共有持分割合を 0 として契約することはできません。

- (6) 土地売買契約を締結する権利は落札者のみが有します。落札者と土地売買契約締結に至らなかった場合でも二番札以降の方と契約することはありません。

4-7 土地利用条件への適合確認

落札者は、この実施要領に定めた土地利用条件の適合状況の確認のため、令和 7 年 9 月 10 日（水）までに以下の提出資料を提出してください。

大阪府及び高槻市による確認の結果、土地利用条件に適合しない部分があった場合は、大阪府及び高槻市からの指摘後 5 営業日以内に適合させなければ契約できません。

＜提出資料＞

○土地利用計画図（土地利用条件に定める施設、附帯施設の配置及び各面積等がわかる図面等）

※落札者は事業用地の全面を土地利用条件に定める用途に使用しなければなりません。

また、図面には、ZEH 水準の省エネ住宅であることを明記するとともに、後日、ZEH 水準であることが記載されている証書等を提出してください。

○事業スケジュール（土地売買契約の締結以降の開発手続きや埋蔵文化財調査、造成工事、建築工事、住宅販売計画や営業開始等の必要な予定時期を記入したもの）

なお、土地売買契約の締結後も、開発許可申請時など適時に土地利用計画がこの実施要領に定めた条件に適合することを確認するために必要な図書を提出していただきます。

4-8 土地売買契約の締結に必要な書類の提出及び個人情報の収集・提供

- (1) 落札者は、落札後速やかに、下記アからウの書類を提出してください。（共有入札者の場合は共同入札者全員のもの）

ア 法人履歴事項証明書又は法人現在事項証明書（落札者が個人の場合は住民票（マイナンバーの記載がないものに限る）（発行日より 3 か月以内のもの）

イ 印鑑証明書（発行日より 3 か月以内のもの）

ウ 役員名簿（住所、氏名、読み仮名、生年月日、性別が分かるもの）（法人のみ）

- (2) 落札者が大阪府暴力団排除条例第 2 条第 2 号及び第 4 号並びに高槻市暴力団排除条例第 2 条第

2号及び第3号の規定に該当しない者であることを確認するため、大阪府及び高槻市は、大阪府暴力団排除条例第26条第2項の規定に基づき、落札者から提出のあった4-8(1)アからウの資料から収集した個人情報大阪府警察本部に提供することがあります。

4-9 土地売買契約の締結

- (1) 大阪府と落札者、高槻市と落札者との土地売買契約は、それぞれ令和7年9月24日(水)に府有財産売買契約書(案)(P. 44~55参照)及び市有財産売買契約書(案)(P. 56~67参照)により締結することとします。なお、土地売買契約の締結日は、落札者と調整のうえ決定しますが、大阪府、高槻市と落札者とのそれぞれの締結日は同日とします。

ア 大阪府と落札者、高槻市と落札者、いずれの土地売買契約においても、土地売買契約の名義人は、「落札者」名となります。

イ 共同入札者による落札の場合は、「共同入札者全員」が名義人となり、その変更はできません。

ウ 落札した場合でも、土地売買契約の締結までに入札参加資格を失った場合は、土地売買契約を締結できないことがあります。これにより落札者に損害が生じても、大阪府及び高槻市はその責任を負いません。

エ 大阪府と落札者、高槻市と落札者、いずれかのみの土地売買契約はできません。

- (2) 大阪府と落札者との売買契約の締結場所 大阪府 都市整備部 住宅建築局 住宅経営室 施設保全課

(大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎(さきしまコスモタワー)26階(巻末参照))において、府有財産売買契約書(案)(P. 44~55参照)により締結します。

- (3) 高槻市と落札者との売買契約の締結場所 高槻市 総合戦略部 アセットマネジメント推進室(高槻市桃園町2-1 高槻市役所 本館5階(巻末参照))において、市有財産売買契約書(案)(P. 56~67参照)により締結します。

- (4) 土地売買契約を締結する際には、あらかじめ提出いただいた印鑑証明書に登録されている印鑑(実印)での押印が必要です。

- (5) 落札者は、土地売買契約締結と同時に、売買代金の全額を支払わなければなりません。

大阪府及び高槻市が発行する納入通知書によりお支払いください。なお、大阪府分の入札保証金は、売買代金に充当できます。高槻市分の入札保証金は、売買代金に充当できません。

- (6) 落札物件(事業用地)の所有権は、売買代金の全額が支払われたときに移転するものとします。

- (7) 所有権移転登記は、売買代金全額の入金確認後、大阪府及び高槻市が行います。また、所有権移転登記に併せて、買戻特約を登記します。落札者は、登記に必要な書類(登記承諾書及び印鑑証明書等)をあらかじめ大阪府及び高槻市に提出しなければなりません。

- (8) 土地売買契約の締結及び登記に要する費用(印紙税(収入印紙)、登録免許税)は、すべて落札者の負担とします。

- (9) 落札者は、自らが住宅地として開発し宅地の販売を行う、又は開発した宅地に住宅を建設したうえで販売を行うまでは、この落札物件(事業用地)にかかる一切の権利義務を第三者に移転することはできません。

- (10) 落札者が落札物件(事業用地)の土地売買契約を締結しなかった場合、その落札者は、大阪府都市

整備部住宅建築局住宅経営室施設保全課が実施する入札に、今回入札の土地売買契約の締結期限の日（令和7年9月24日（水））から6か月間参加することができません。

4-10 買戻特約の解除

- (1) 次のアからカのいずれかに該当する場合は、買戻期間満了前でも、買戻特約を解除することができます。買戻期間満了前に買戻特約を解除する必要がある場合は、(2)に定める書面で大阪府及び高槻市に申請し、承認を受けなければなりません。

ア 都市計画法第29条に規定する開発許可（以下「開発許可」という。）を受けた開発行為において公共施設の用に供する土地を帰属するとき。

イ 開発許可にかからない場合にあつて公共施設の用に供する土地について寄付等をするとき。

ウ 戸建て住宅を建設する場合にあつて都市計画法第36条第2項の規定による開発許可の内容に適合している旨の検査済証（以下「開発検査済証」という。）の交付を受け、各区画の分筆登記が完了したとき。

エ 戸建て住宅を建設する場合にあつて建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による計画の建築基準関係規定に適合する旨の確認済証（以下「建築確認済証」という）の交付を受けて工事に着手するとき。

オ 共同住宅を建設する場合にあつて建築基準法第7条の3又は第7条の4の規定に基づく建方工事にかかる工程の中間検査合格証（以下、「中間検査合格証」という）の交付を受けたとき。

カ 開発許可にかからない場合にあつて土地のみを分譲するとき。

- (2) 買戻特約の解除を申請する場合の書面は、次のアからカのとおりとします。

ア 買戻特約解除申請書

イ 公図（法務局の証明原本）

ウ 現場状況写真

エ その他、土地利用条件を満たしていることを確認するために必要な書類

オ 収入印紙（買戻特約抹消登記に必要な登録免許税額分）

カ 4-10(1)アからカの場合により、次のいずれかの書面

4-10(1)アの場合 開発許可の通知の写し、開発許可を受けた際の土地利用計画図、帰属する土地の登記事項全部証明書及び地積測量図

4-10(1)イの場合 寄付することを証する書類、寄付する土地の登記事項全部証明書及び地積測量図

4-10(1)ウの場合 開発検査済証の写し、各区画の土地登記事項全部証明書及び地積測量図

4-10(1)エの場合 建築確認済証の写し（戸建て住宅を建設する場合）

4-10(1)オの場合 中間検査合格証の写し（共同住宅を建設する場合）

4-10(1)カの場合 分譲にかかる土地売買契約書、建築工事請負契約書、又は分筆後の各区画の土地登記事項全部証明書及び地積測量図

- (3) 大阪府及び高槻市が買戻特約の解除を承認した場合は、買戻特約登記を抹消します。ただし、

4-10(1)ア又はイに該当する場合にあっては、帰属もしくは寄付等をする土地についてのみ買戻特約を抹消するものとします。

(4) 買戻特約登記の抹消に要する費用は、すべて申請者の負担とします。

4-11 その他の注意事項

(1) 落札物件(事業用地)の引渡しは、所有権が移転した時をもって、工作物や設備配管などの地下埋設物、その他落札物件（事業用地）に存するものすべてを含め、現状有姿（あるがままの状態）により引き渡したものとします。

ア 物件調書（P. 21-43）の記載（図面を含む。）が現状と相違している場合は、現状を優先します。

イ 物件調書に記載した面積その他の事項について、実地に符合しないことがあっても、これを理由として契約を拒み又は代金の減免を請求することはできません。

(2) 落札者は、落札物件（事業用地）の引渡し後、物件の数量の不足その他契約の内容に適合しないことを理由として履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができません。

ただし、大阪府及び高槻市が知りながら告げなかった内容及び落札者が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する「消費者」である場合にあっては、この限りではありません。

消費者契約法（平成12年法律第61号）

第2条 この法律において「消費者」とは、個人（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。）をいう。

(3) 落札物件(事業用地)を利用するにあたっては、公序良俗に反することのないようにしてください。また、建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項に基づく建築確認や開発許可にあたっては、建築基準法、都市計画法及び大阪府や高槻市の条例等により指導がなされる場合がありますので、事前に関係機関にご確認ください。

(4) 落札物件（事業用地）の隣接土地所有者や地域住民への説明等、落札物件（事業用地）利用に関する調整等については、すべて落札者において行っていただきます。

(5) 越境物に関する隣接土地所有者等との協議については、すべて落札者において行っていただきます。

(6) 落札者が土地売買契約に定める義務を履行しないために大阪府又は高槻市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。

(7) 入札参加申込みに際して提出いただいた書類は、申込みを取下げた場合を含めて理由の如何を問わず返却できません。

5 物件調書

- (1) この調書は、入札への参加予定者が事業用地を確認する上での参考資料です。
お申込みの前に、必ず現地をご確認ください。
- (2) 最寄り駅からの距離は、駅から事業用地までの概ねの直線距離を表示しています。
- (3) 道路幅員は、原則として現況の幅員を表示していますので、建物の建築等に伴い必要となる道路後退等については、関係機関にご確認ください。
- (4) 土地利用に必要な接道条件（幅員、連続性等）については、関係機関と十分協議してください。
- (5) 各種供給処理施設（上・下水道、電気、ガス等）の利用にあたっては、各事業者と十分協議してください。

物 件 明 細

物件番号		事業用地名称		高槻深沢住宅用地および高槻市有地	
1		所在地		高槻市深沢町二丁目239番5、239番10、291番4、604番、608番、612番1	
交通機関		阪急電鉄「高槻市駅」から南東へ約2.5km			
面積		登記簿：12252.48㎡ 実測：12252.48㎡		地目	宅地
接面道路の状況		北側：幅員約10.4m（市道深沢町206号線） 東側：幅員約12.8m（市道深沢町201号線） 南側：幅員約10.4m（市道深沢町205号線） 西側：幅員約13.6m（市道野田大塚線）			
法令等に基づく制限	都市計画法	市街化区域			
		用途地域	第一種中高層住居専用地域		
		地域地区	準防火地域、高度地区（第2種）		
		建蔽率	60%	容積率	200%
	その他の法令等				
私道の負担等に関する事項		負担の有無	無		
		負担の内容	—		
供給処理施設の状況	区分	配管等の状況	照会先及び電話番号		
	公営水道	有	高槻市水道部給水収納課 072-674-7945		
	電気	有	関西電力送配電(株)コンタクトセンター 0800 - 777 - 3081		
	都市ガス	有	大阪ガスネットワーク(株)大阪事業部導管計画チーム 06-6586-1076		
	公共下水道	有	高槻市都市創造部下水河川企画課 072-674-7432		
【留意事項】					
1. 既存物を含め、その他事業用地に存するものすべてを現状有姿で売却しますので、事業用地の引渡しはあるがままの状態です。府営住宅の撤去工事を平成23年、杭引抜き工事を平成26年に行っていますが、残置物等が残存している可能性があります。これらを撤去される場合は落札者の責任（費用負担含む）において、関係法令を遵守のうえ適切に実施してください。					
2. 事業用地に浄化槽が一部残っています。残置浄化槽は2か所ありますが、その位置及び寸法等の詳細は不明ですが、残された発注図から推測したところ、いずれも残置部分は西側道路側外壁から3m以内、GL-1m以下の範囲であると思われます。 残置推測位置及び寸法について、（5）参考図1（P. 35.36）として示します。残置された浄化槽の平面図および断面図について、（5）参考図2（P. 37.38）に示します。参考図は実物とは異なる可能性があります。現状と参考図が異なる場合は、現状を優先してください。 また、埋設者、所有者が不明の埋設管が複数確認されています。これらについて撤去等が必要な場合は落札者の責任（費用負担含む）において、関係法令を遵守のうえ適切に実施してください。					
3. 事業用地にて実施した試掘調査の結果を（5）参考図3（試掘調査位置）（P. 39～42）及び（5）参考図4（試掘調査結果）（P. 43）に示します。今回確認された埋設物は撤去済みですが、今回の試掘調査では分からなかったその他の地下埋設物等がある可能性があります。それらが発見され、撤去等が必要な場合は落札者の責任（費用負担含む）において、関					

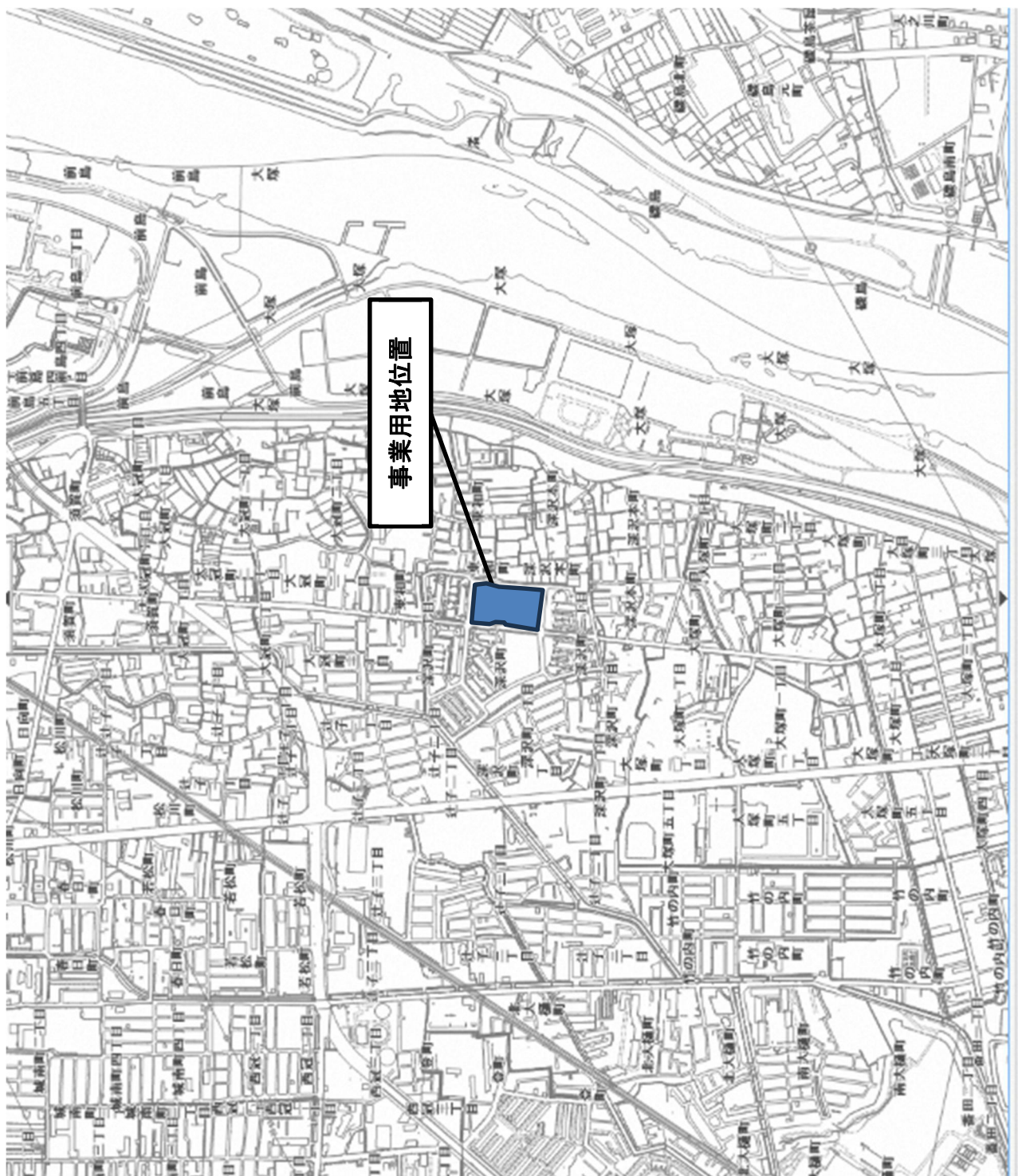
係法令を遵守のうえ適切に実施してください。試掘調査写真は、大阪府都市整備部住宅建築局住宅経営室で閲覧できますので、閲覧をご希望される場合は、事前にご連絡のうえ日時のご予約をお願いします。

(お問合せ先：大阪府都市整備部住宅建築局住宅経営室施設保全課資産活用グループ

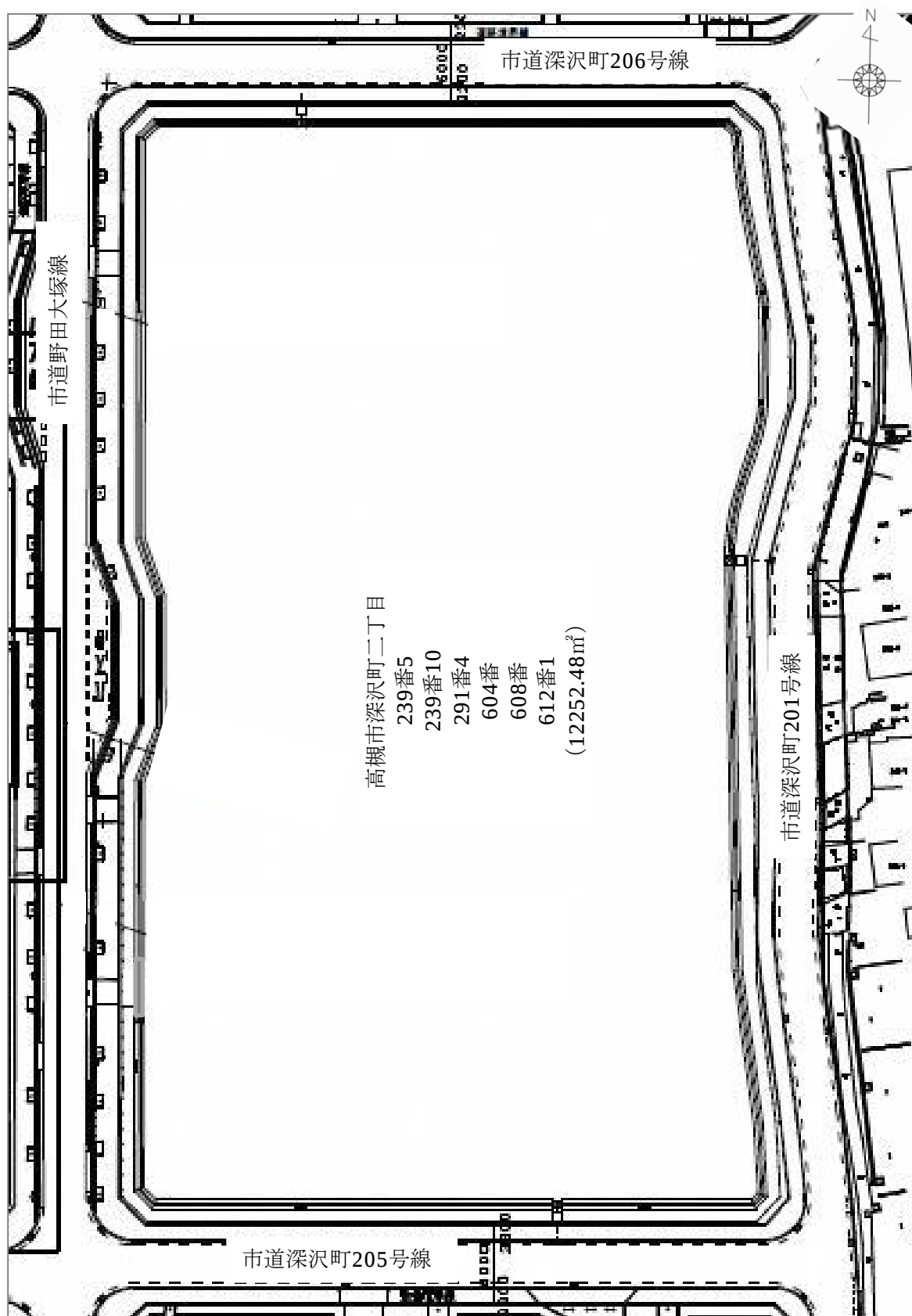
電話 : 06-6210-9759)

4. 供給処理施設の状況は、各種台帳等により調査したものです。接続等利用については、落札者において各施設の管理者と協議してください。
5. 道路幅員は、原則として現況の幅員を表示しています。土地利用に必要な接道条件（幅員、連続性等）や建物の建築等に伴い必要となる道路後退等については、落札者において関係機関にご確認ください。
6. 当該地に給水装置はありません。当該地に残置管がありますので、高槻市水道部と協議してください。
7. 「高槻市開発事業の手続等に関する条例施行指針」10.排水施設（第19条関係）に基づき、「豪雨時の浸水軽減のため、雨水流出量の抑制、地下水かん養及び水循環保全を目的として、貯留・浸透型施設の整備を積極的に図るものとする。」との意見が高槻市都市創造部下水河川企画課よりありましたので、留意して下さい。
8. 落札者は、本事業用地の周囲にある既存の防犯灯（8箇所）について、大阪府から維持管理（電気料金の負担を含む）を引き継がなければなりません。土地売買契約時に名義変更を大阪府で手続きしますので、必要な書類を作成のうえ提出してください。また、防犯灯の点灯や新設については、高槻市及び地元自治会と協議してください。
9. 事業用地において、3,000㎡以上の土地の形質変更を行う場合は、土壤汚染対策法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく手続きが必要です。なお、事業用地は、土壤汚染対策法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例による土壤汚染状況調査の契機はなく、府の判断による自主的な土壤調査も実施していません。なお、国土地理院の航空写真によると、本事業用地は府営住宅建設前には田畑であったと思われます。売買契約後、土壤汚染対策法又は大阪府生活環境の保全等に関する条例の指定基準を超えている土壤が発見された場合は、落札者の責任（費用負担含む）において、関係法令を遵守のうえ適切に撤去及び処分等を実施してください。
10. 「店舗面積が5,000㎡以上の大規模小売店舗の新設」「一団地の戸数が600戸以上の新設」「建築物の高さが60m以上の建築物の新設」など一定規模以上の事業を実施しようとする場合は、環境影響評価条例の対象となる場合がありますので、高槻市環境政策課と協議を行うとともに十分に余裕を持った事業計画としてください。
11. 事業用地は、周知の埋蔵文化財包蔵地外ですので届出等の手続きは不要ですが、工事掘削に際して、遺構・遺物等が発見された場合には、速やかに高槻市立埋蔵文化財調査センター（電話 072-694-7562）に連絡してください。
[大阪府／地図情報システムとは \(osaka.lg.jp\)](http://osaka.lg.jp)
12. 事業用地は、高槻市の水害ハザードマップ（水防法に基づき作成）上、洪水による浸水想定区域（淀川による浸水想定：3.0m～5.0m未満 淀川以外の府管理河川による浸水想定：0.5m～3.0m未満）及び淀川氾濫流域と示されています。また、高槻市の一定基準でのシミュレーションに基づき作成された（水防法に基づかない）水害ハザードマップ上、敷地の一部について、雨水出水による浸水想定区域（0.5m未満）と示されています。なお、高潮浸水想定区域には該当しません。本情報は変更されることがありますので、最新の情報を必ず、わが街高槻ガイドや高槻市ホームページわが街高槻ガイド | 位置選択 (wagmap.jp)・高槻市水害・土砂災害ハザードマップ - 高槻市ホームページ (city.takatsuki.osaka.jp) でご確認ください。

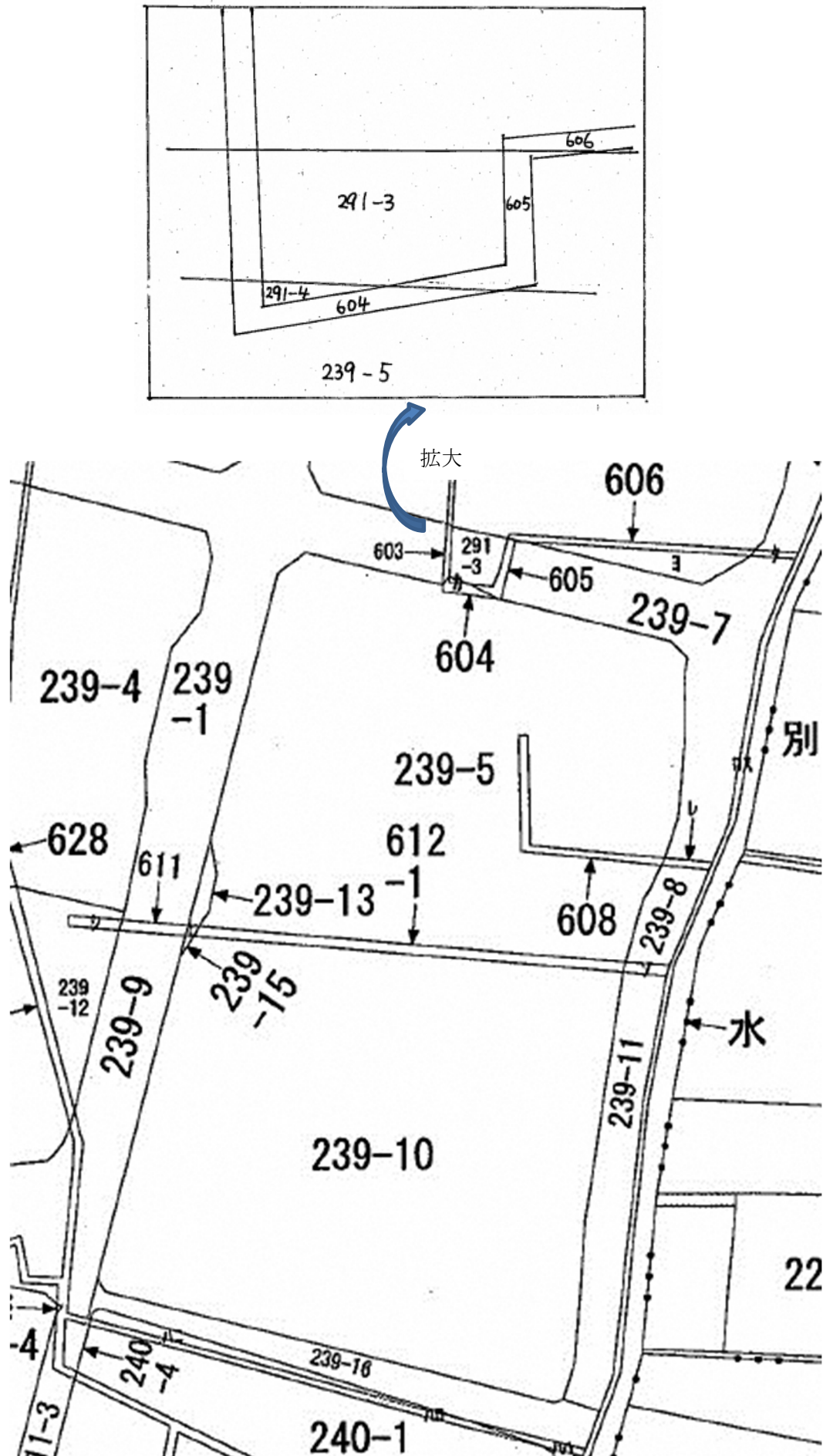
(1) 位置図



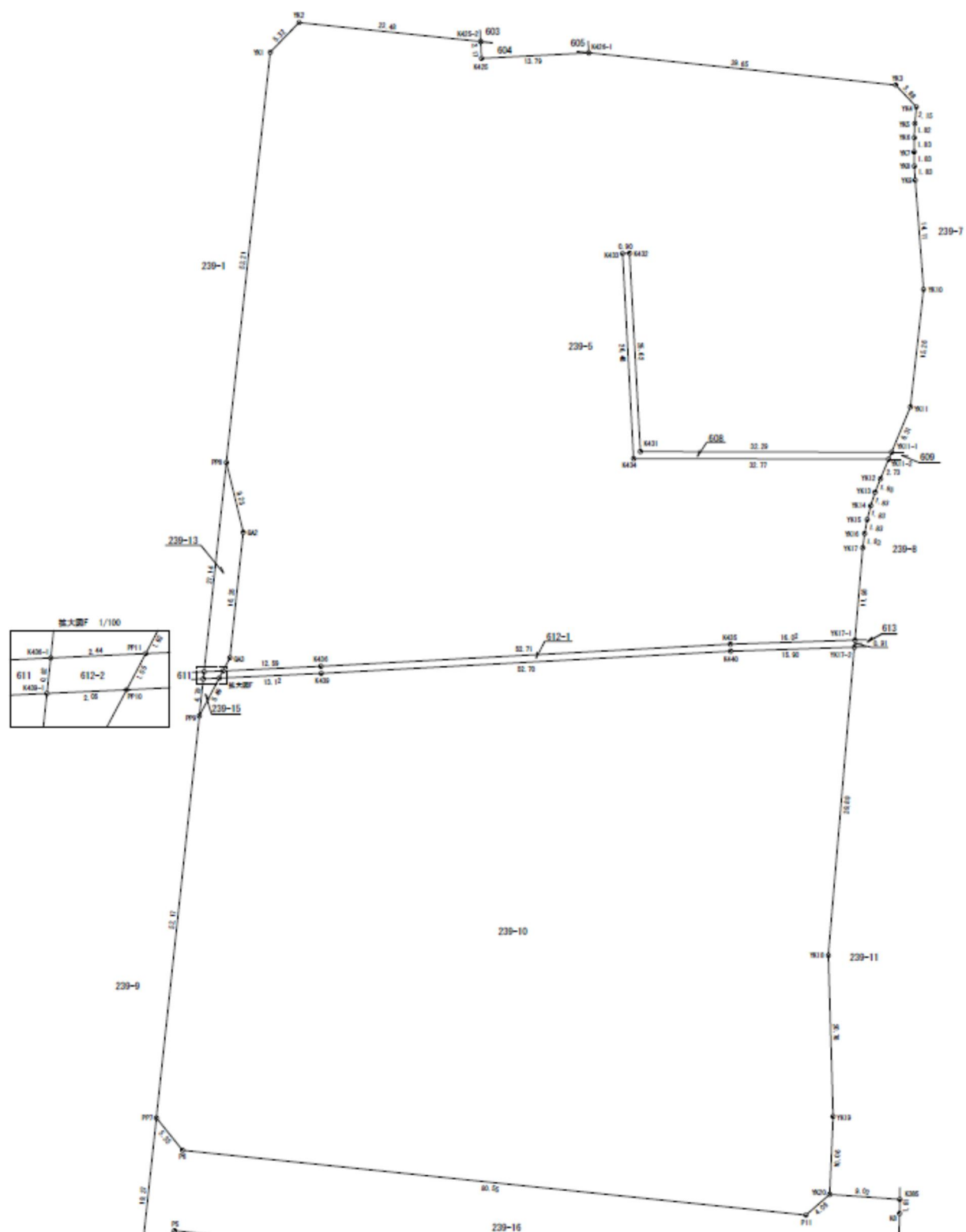
(2) 平面図



(3) 公図



(4) 丈量図(全体)

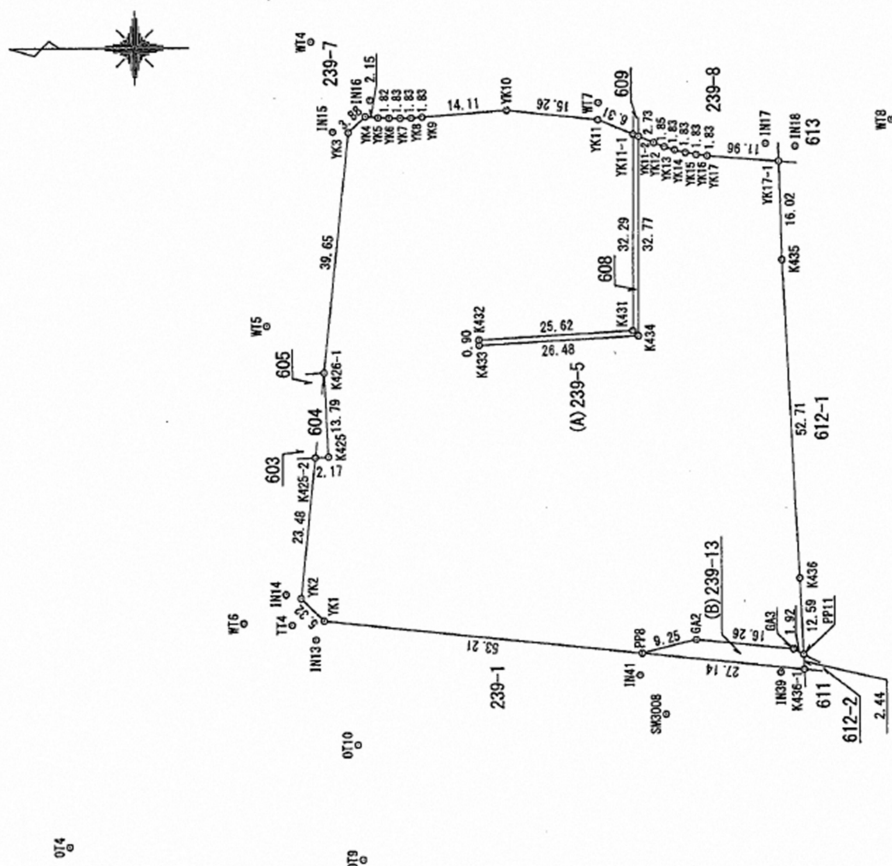


(4) 丈量図 (239-5)

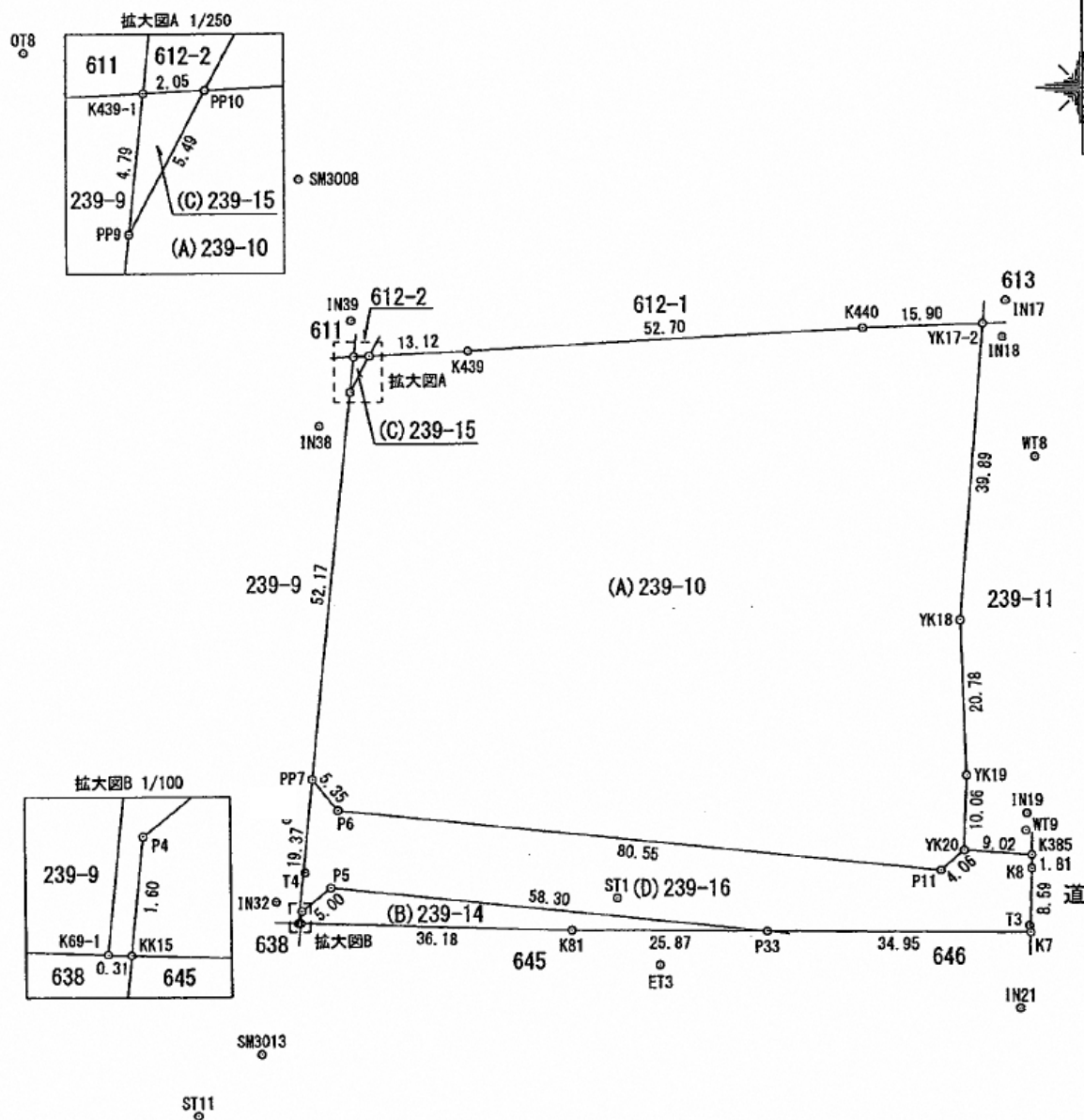
求積表

地番	境界線	(A) 239-5	X座標	Y座標	Yn+1-Yn-1	X (Yn+1-Yn-1)
測点名	境界線					
YK4	境界線		-129685.968	-3252.184	-2.475	320999.998275
YK3	境界線		-129694.140	-3254.852	-42.108	5461160.847120
K426-1	境界線		-129689.998	-33294.292	-53.217	6901712.623566
K425	境界線		-129690.716	-33308.069	-13.888	1801144.663608
K425-2	境界線		-129688.540	-33331.536	-23.467	3043400.968180
YK2	境界線		-129686.087	-33331.536	-27.060	3503305.514220
YK1	境界線		-129689.919	-33335.240	-9.336	1210785.083784
PP8	境界線		-129742.836	-33340.872	-3.462	449169.686232
G42	境界線		-129751.835	-33338.702	0.462	-59945.347770
G43	境界線		-129768.015	-33340.410	-2.602	337656.375030
PP11	境界線		-129769.715	-33341.304	11.684	-1516229.350060
K436	境界線		-129769.128	-33328.726	65.211	-8462374.606008
K435	境界線		-129766.264	-33276.063	68.646	-8907934.968544
YK17-1	境界線		-129765.748	-33260.080	17.016	-2280093.967968
YK17	境界線		-129753.826	-33259.077	1.237	-160505.482762
YK16	境界線		-129752.003	-33258.843	0.572	-74218.145716
YK15	境界線		-129750.197	-33258.505	0.788	-102243.155236
YK14	境界線		-129746.416	-33258.055	1.016	-131824.390656
YK13	境界線		-129746.666	-33257.489	1.250	-162183.332500
YK12	境界線		-129744.938	-33256.805	1.732	-224718.232616
YK11-2	境界線		-129742.415	-33255.757	-31.727	4116337.600705
K434	境界線		-129742.334	-33288.532	-34.192	4436149.884128
K433	境界線		-129715.884	-33289.949	-0.509	66025.384956
K432	境界線		-129715.835	-33289.041	2.279	-285622.387965
K431	境界線		-129741.427	-33287.670	33.661	-4367226.174247
YK11-1	境界線		-129741.507	-33255.380	34.712	-4503587.190384
YK11	境界線		-129735.676	-33255.958	4.121	-534940.720796
YK10	境界線		-129720.507	-33251.259	0.624	-60945.596368
YK9	境界線		-129706.432	-33252.334	-1.195	154999.186240
YK8	境界線		-129704.605	-33252.454	-0.148	19196.281540
YK7	境界線		-129702.772	-33252.482	-0.008	1037.622176
YK6	境界線		-129700.937	-33252.462	0.105	-13618.598385
YK5	境界線		-129699.111	-33252.377	0.278	-36056.352858
倍面積					0.278	-12886.259479
面積						6443.1237395
地積						6443.12 m

地番	境界線	(B) 239-13	X座標	Y座標	Yn+1-Yn-1	X (Yn+1-Yn-1)
測点名	境界線					
YK8	境界線		129747.026	32770.071	-5.042	654703.121049



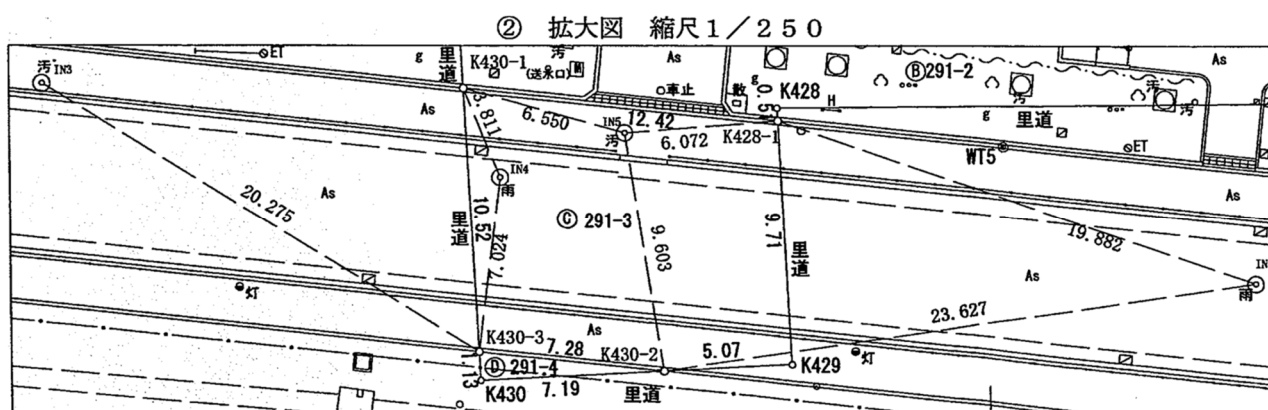
(4) 丈量図(239-10)



求積表

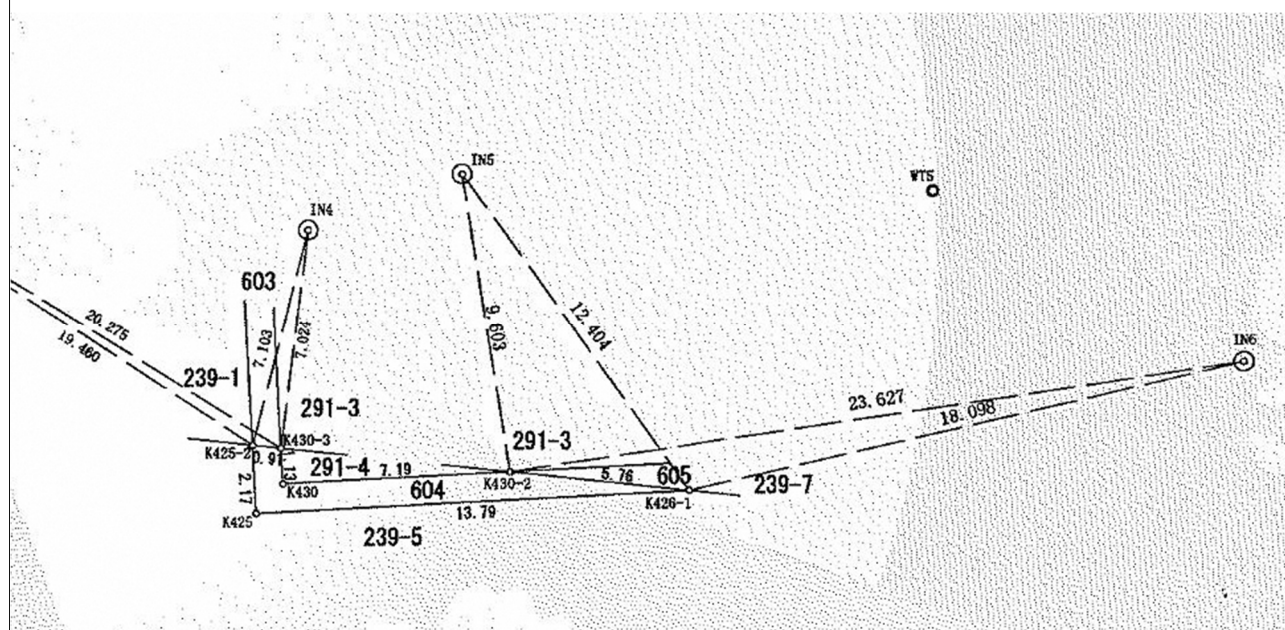
地 番		(A) 239-10			
測点名	境界標種	X 座 標	Y 座 標	$Y_{n+1}-Y_{n-1}$	$X (Y_{n+1}-Y_{n-1})$
YK17-2	金属鉋	-129766.660	-33260.157	-12.553	1628960.882980
K440	金属鉋	-129767.172	-33276.054	-68.523	8892035.926956
K439	金属鉋	-129770.036	-33328.680	-65.740	8531082.166640
PP10	金属鉋	-129770.648	-33341.794	-15.669	2033376.283512
PP9	金属標	-129775.511	-33344.349	-8.077	1048196.802347
PP7	金属標	-129827.389	-33349.871	-2.156	279907.850684
P6	金属標	-129831.556	-33346.505	83.483	-10838727.789548
P11	金属標	-129839.915	-33266.388	83.180	-10800084.129700
YK20	金属標	-129837.238	-33263.325	3.497	-454040.821286
YK19	金属標	-129827.184	-33262.891	-0.176	22849.584384
YK18	金属標	-129806.412	-33263.501	2.734	-354890.730408
				倍 面 積	-11333.973439
				面 積	5666.9867195
				地 積	5666.98 m ²

(4) 丈量図(291-4)



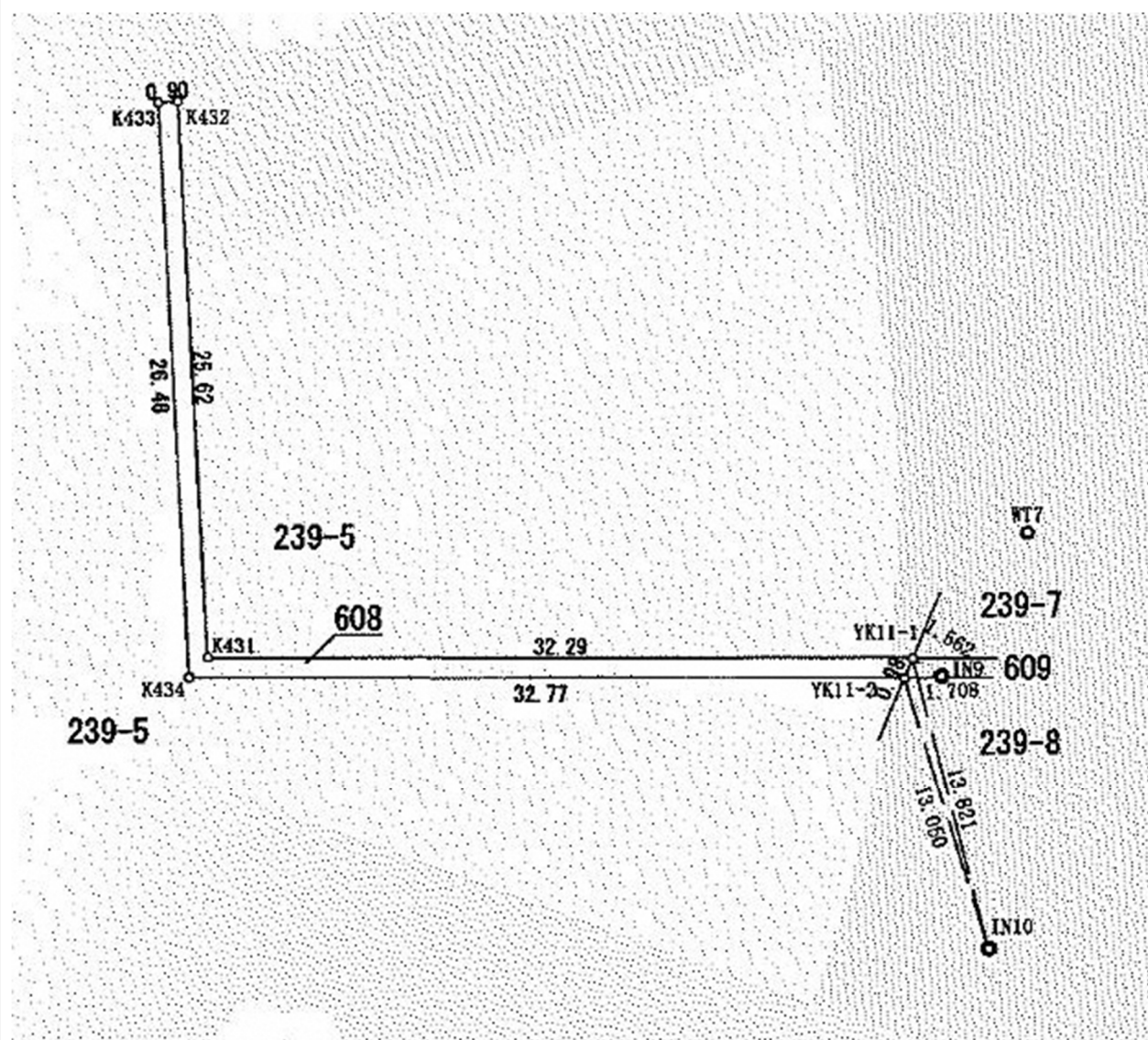
地 番	D 291-4				
No.	標識	Xn	Yn	辺 長	点間No
K430-3	N	-129688.635	-33307.274	1.13	K430
K430	N	-129689.770	-33307.216	7.19	K430-2
K430-2	N	-129689.396	-33300.029	7.28	K430-3
			倍 面 積	8.178937	
			面 積	4.0894685	
			地 積	4.08 m ²	

(4) 丈量図(604)



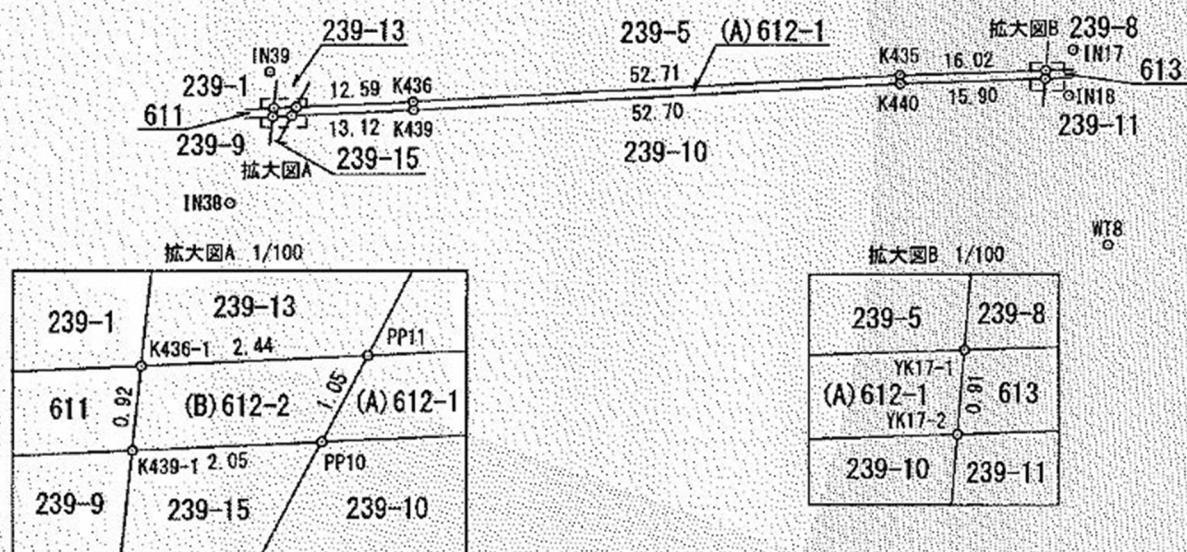
地 番	604				
No.	標識	Xn	Yn	辺 長	点間No
K425-2	N	-129688.540	-33308.180	2.17	K425
K425	N	-129690.716	-33308.069	13.79	K426-1
K426-1	N	-129689.998	-33294.292	5.76	K430-2
K430-2	N	-129689.396	-33300.029	7.19	K430
K430	N	-129689.770	-33307.216	1.13	K430-3
K430-3	N	-129688.635	-33307.274	0.91	K425-2
倍 面 積				21.876734	
面 積				10.9383670	
地 積				10.93 m ²	

(4) 丈量図(608)



地番	608				
No.	標識	Xn	Yn	辺長	点間No
K433	P	-129715.884	-33289.949	26.48	K434
K434	P	-129742.334	-33288.532	32.77	YK11-2
YK11-2	N	-129742.415	-33255.757	0.98	YK11-1
YK11-1	N	-129741.507	-33255.380	32.29	K431
K431	P	-129741.427	-33287.670	25.62	K432
K432	P	-129715.835	-33289.041	0.90	K433
倍面積				106.536061	
面積				53.2680305	
地積				53.26 m ²	

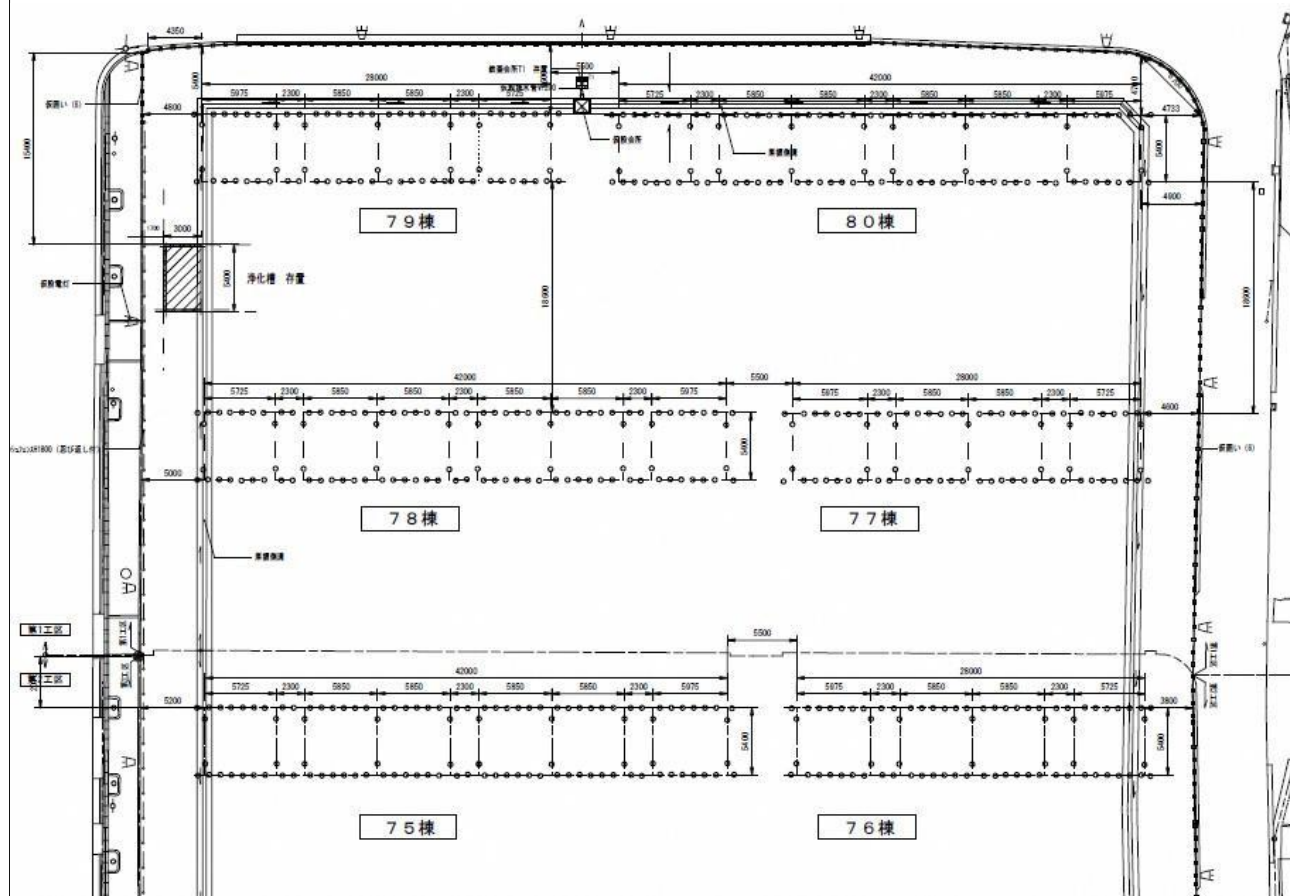
(4) 丈量図(612-1)



地 番		(A) 612-1			
測点名	境界標種	X 座 標	Y 座 標	$Y_{n+1} - Y_{n-1}$	$X(Y_{n+1} - Y_{n-1})$
YK17-1	金属鉄	-129765.748	-33260.080	-15.936	2067946.960128
K435	金属鉄	-129766.264	-33276.093	-68.646	8907934.958544
K436	金属鉄	-129769.128	-33328.726	-65.211	8462374.606008
PP11	金属鉄	-129769.715	-33341.304	-13.068	1695830.635620
PP10	金属鉄	-129770.648	-33341.794	12.624	-1638224.660352
K439	金属鉄	-129770.036	-33328.680	65.740	-8531082.166640
K440	金属鉄	-129767.172	-33276.054	68.523	-8892035.926956
YK17-2	金属鉄	-129766.660	-33260.157	15.974	-2072892.626840
				倍面積	-148.220488
				面積	74.1102440
				地 積	74.11 m ²

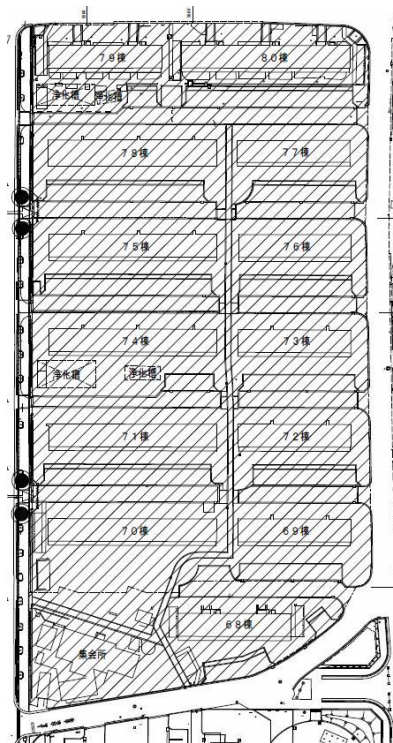
(5) 参考図 1

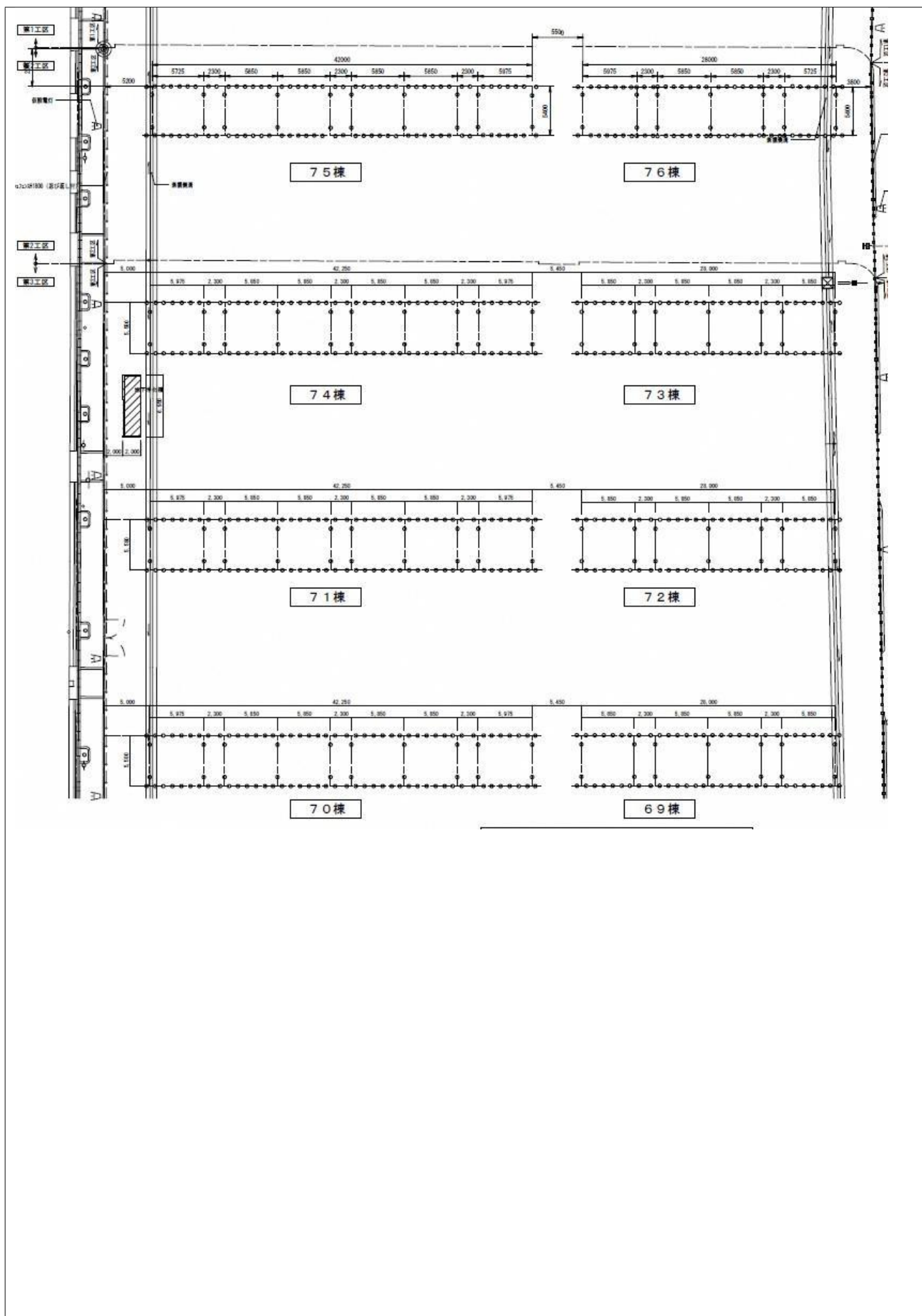
残存する浄化槽の位置及び寸法は、参考図と現状で異なる可能性があります。その場合、現状を優先してください。



全体ガイド図（撤去当時の図面であり、事業用地の範囲が異なります。）

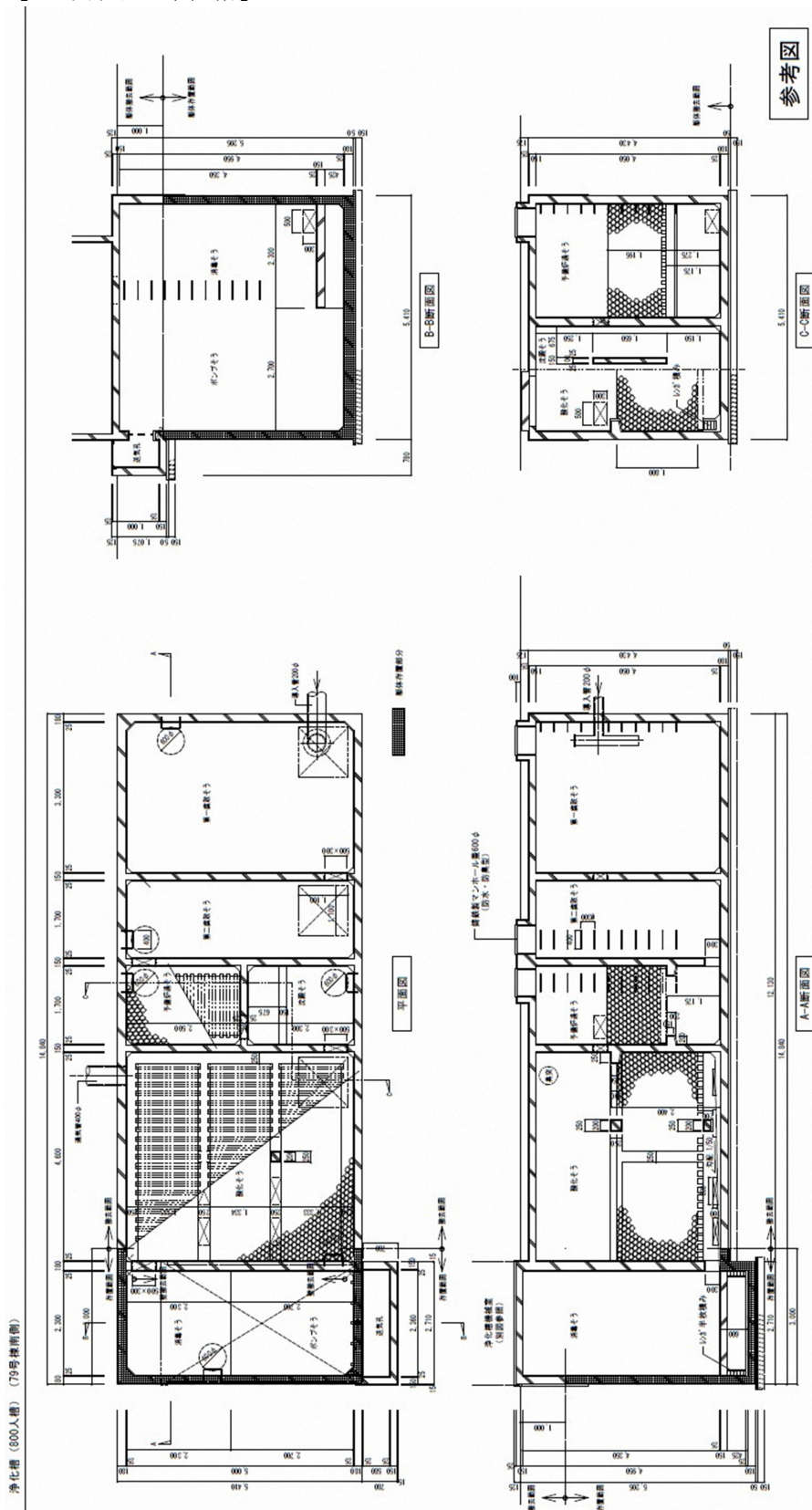
※現在は、68棟あたりに東西に道路が整備されています。





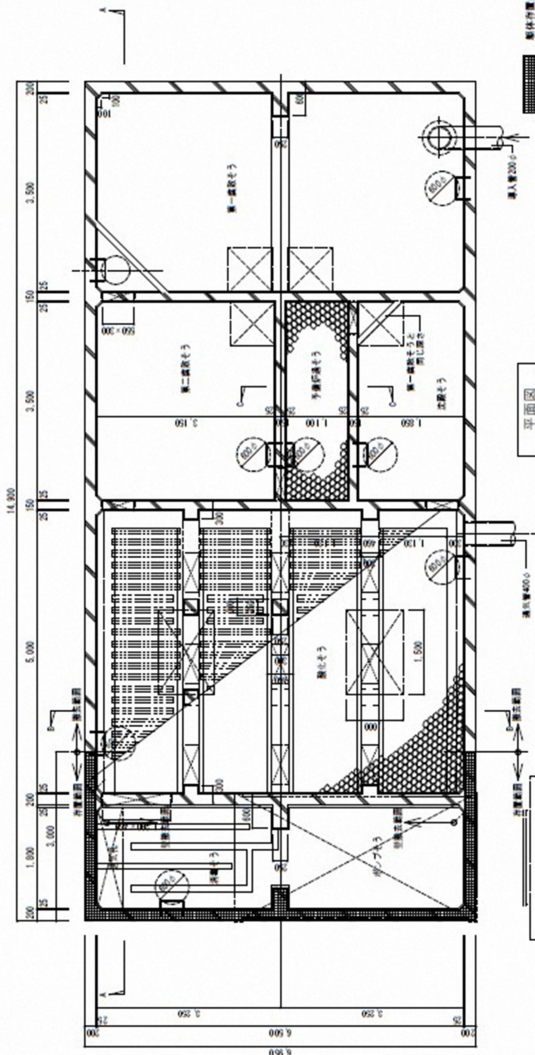
(5) 参考図 2

浄化槽の平面図及び断面図は、参考図とは異なる可能性があります。その場合、現状を優先してください。
【79号棟南側浄化槽】

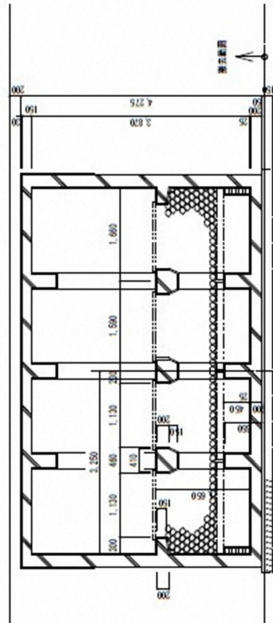


【71号棟北側浄化槽】

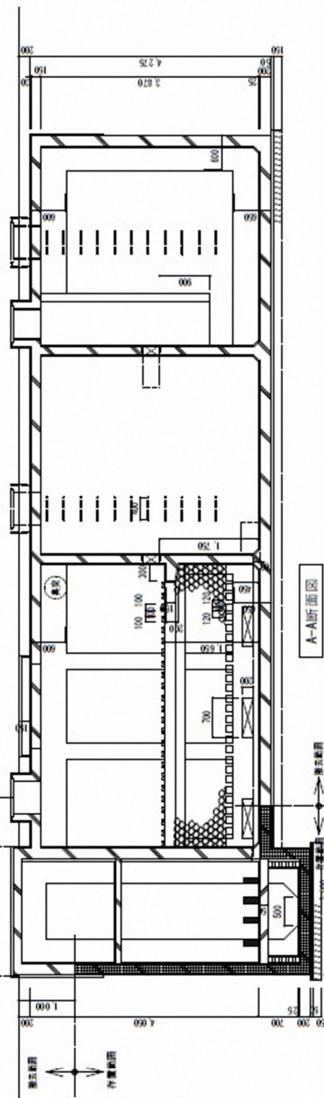
浄化槽 (1100人相当) (71号棟北側)



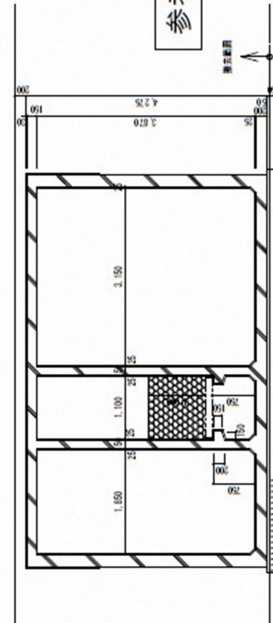
B-B断面図



A-A断面図



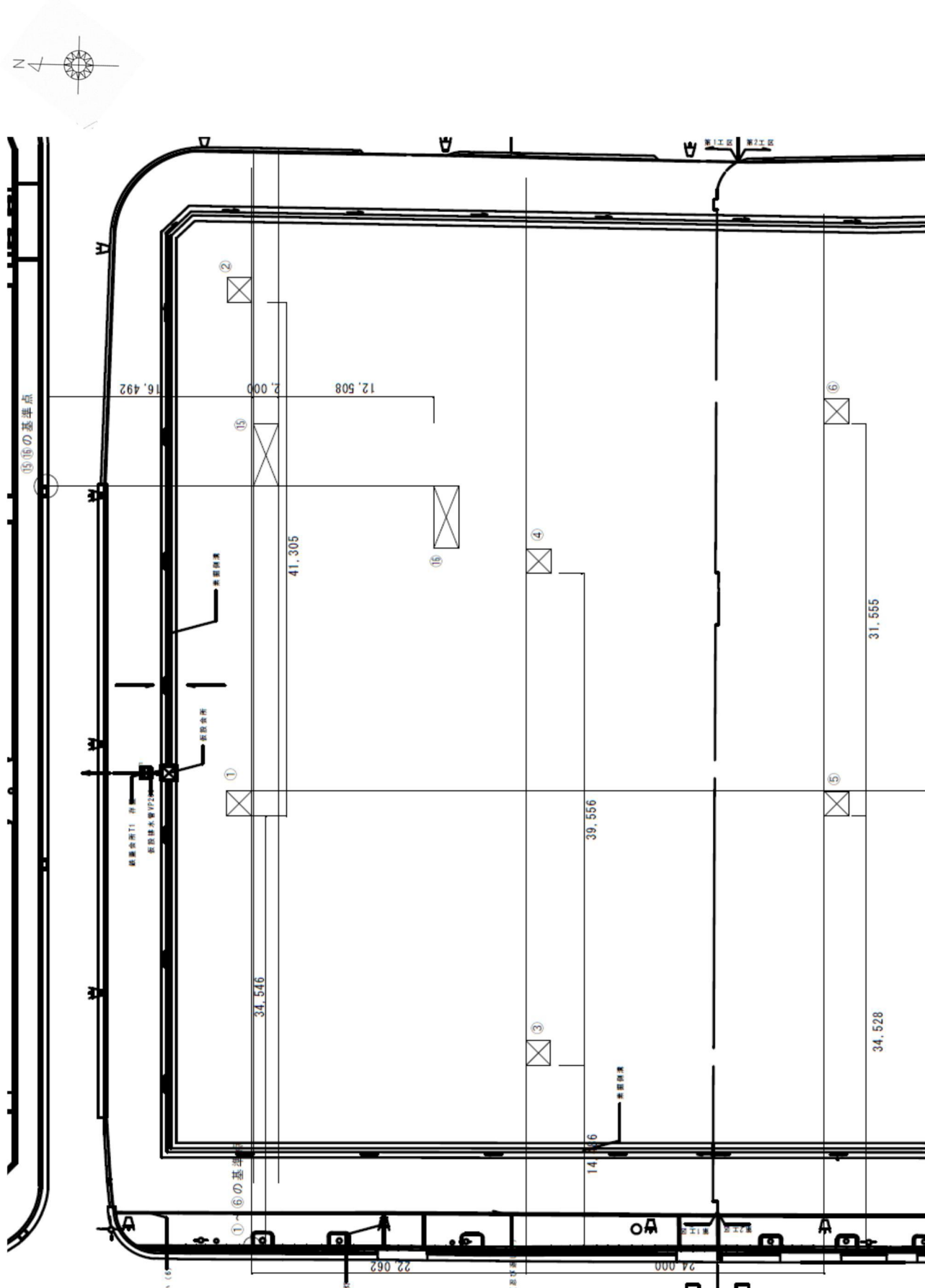
C-C断面図

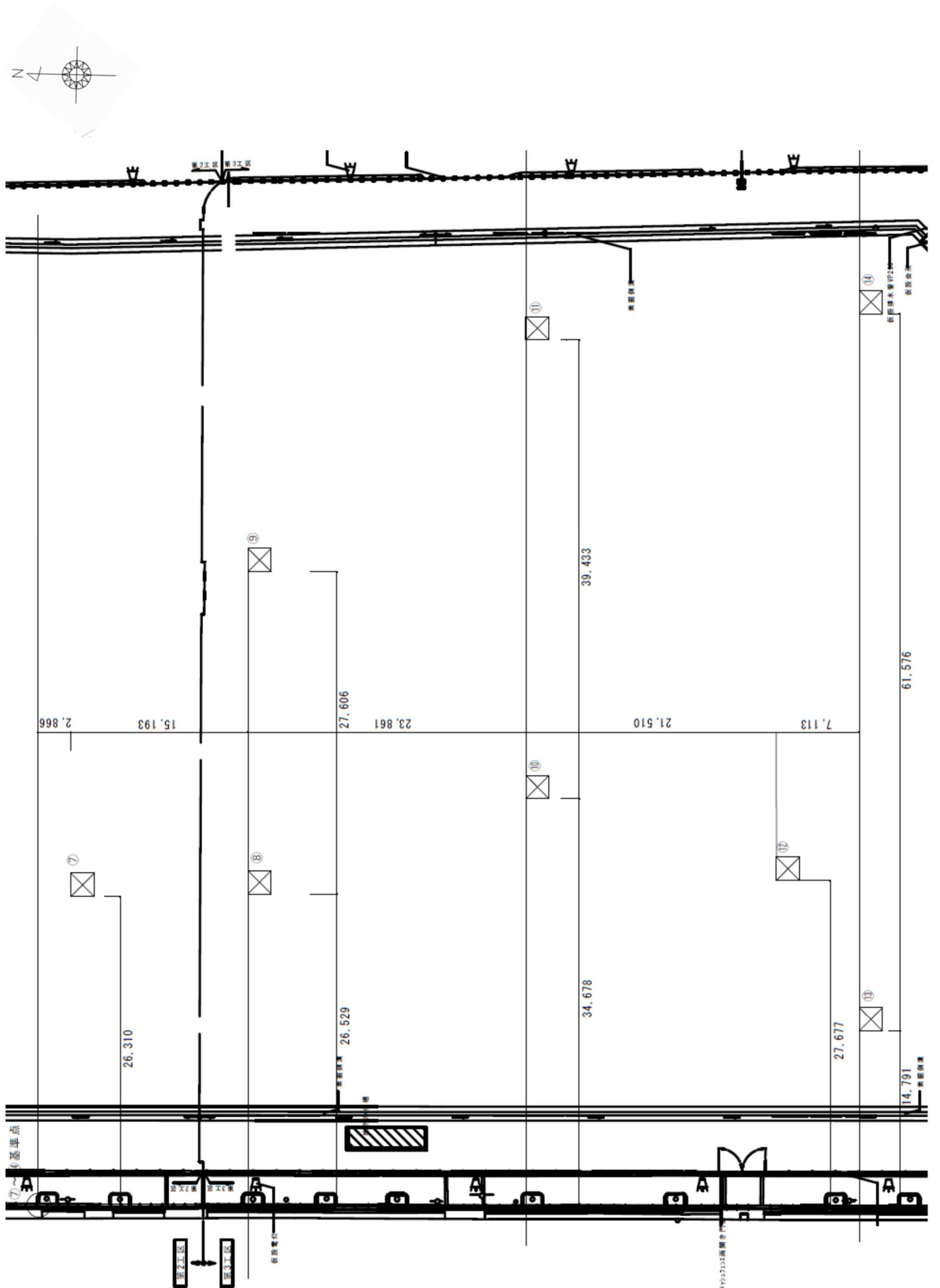


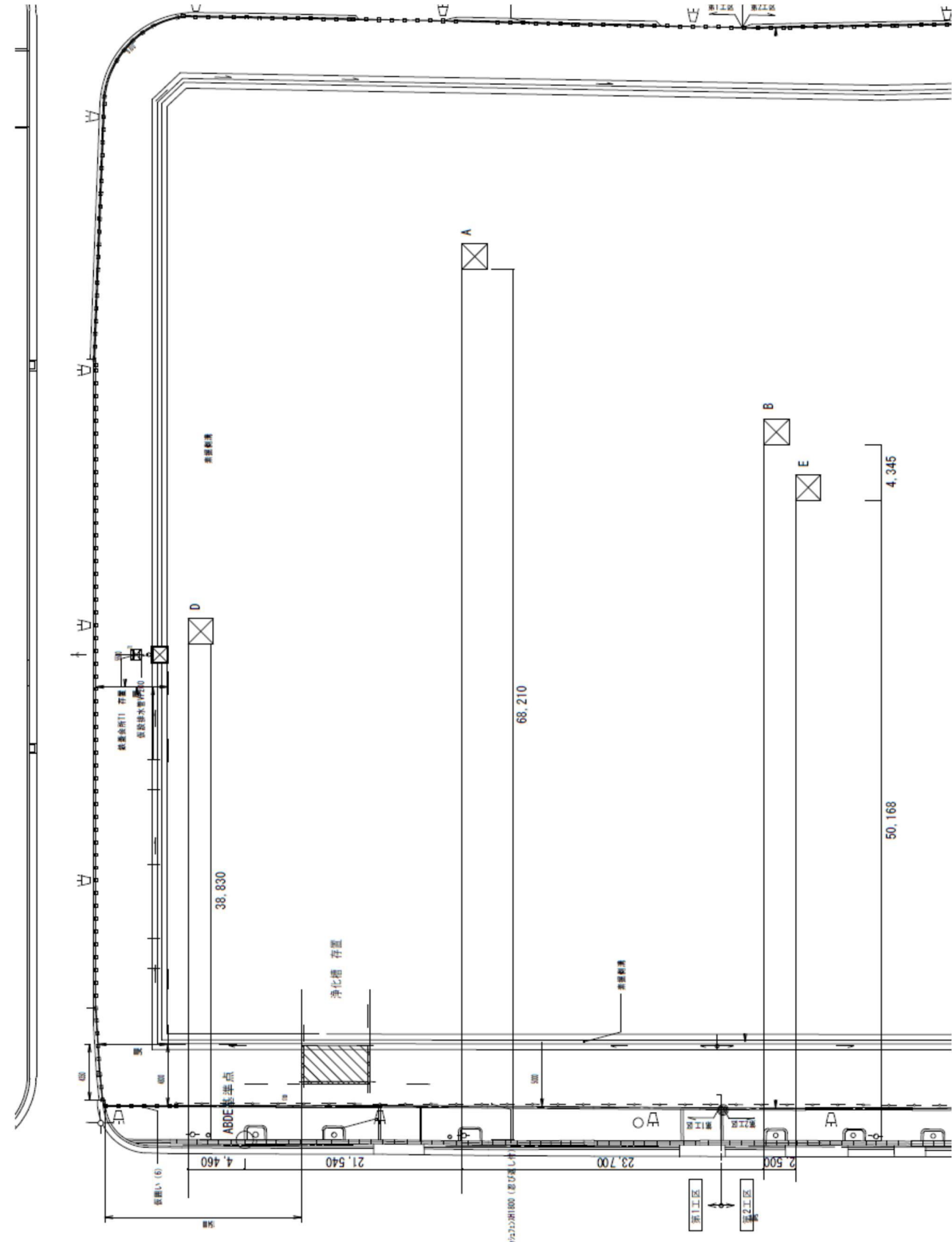
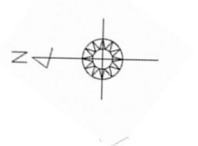
参考図

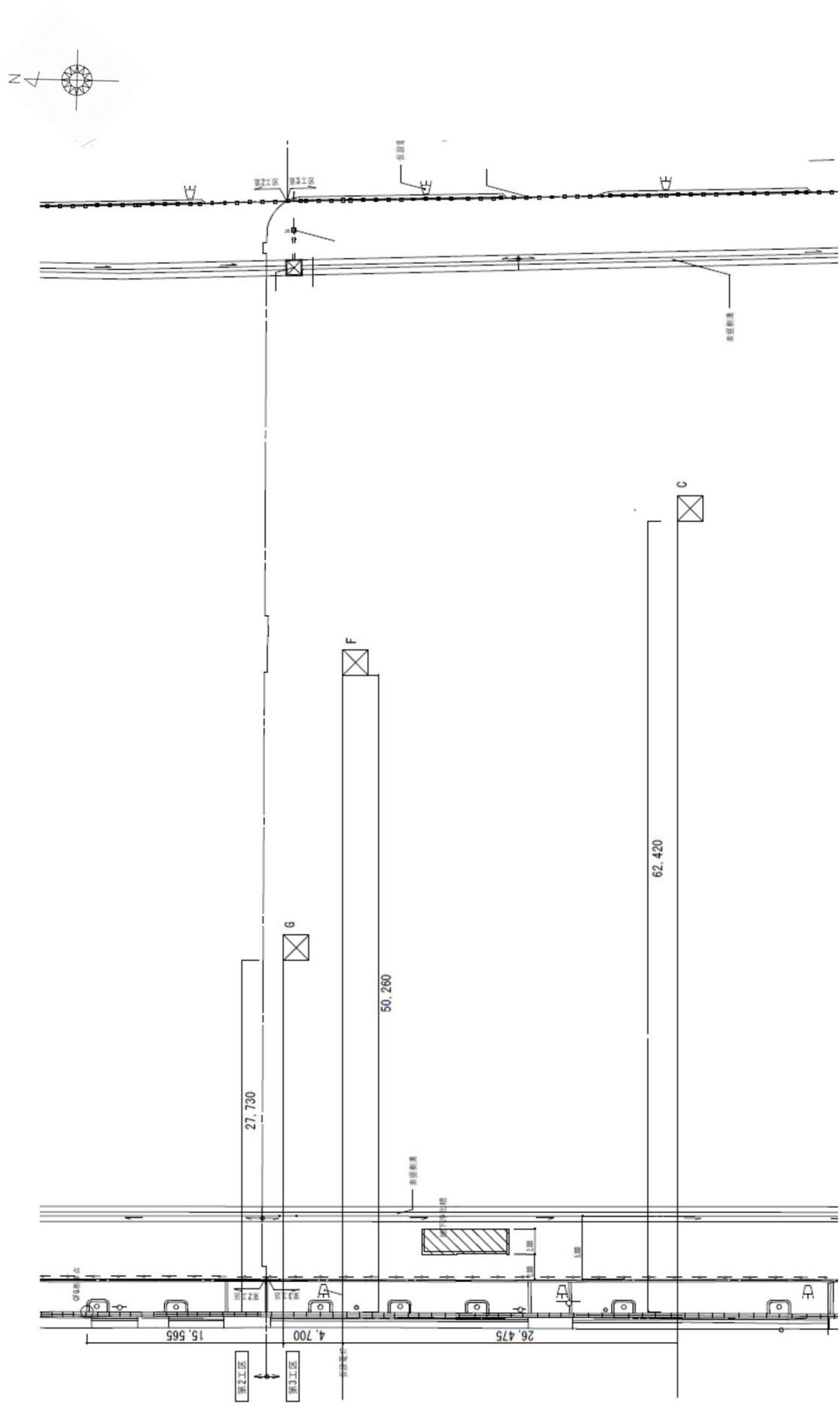
(5) 参考図3 (試掘調査位置)

試掘番号①～⑥、⑬、⑭









(5) 参考図 4 (試掘調査結果)

掘削番号	埋設物	調査範囲(単位 m)	処理方法
1	コンクリート塊(会所)、配管(グレー) コンクリートガラ	縦横 2 × 深度 2	撤去済み
2	コンクリートガラ多数 コンクリート塊(マス)あり(600×600×300)	縦横 2 × 深度 2	撤去済み
3	コンクリート塊円柱状(300φ×500) 水道管バルブ	縦横 2 × 深度 2	撤去済み
4	コンクリガラ多数(400×400×100 含む)	縦横 2 × 深度 2	撤去済み
5	木片、コンクリートガラ多数(鉄筋入り含む)	縦横 2 × 深度 2	撤去済み
6	コンクリートガラ	縦横 2 × 深度 2	掘削時に破砕
7	配管(黒)	縦横 2 × 深度 2	掘削時に破砕
8	無し	縦横 2 × 深度 2	
9	無し	縦横 2 × 深度 2	
10	縁石(100×100×600)、コンクリートガラ	縦横 2 × 深度 2	撤去済み
11	配管(グレー)	縦横 2 × 深度 2	掘削時に破砕
12	配管(茶色陶管)	縦横 2 × 深度 2	掘削時に破砕
13	無し	縦横 2 × 深度 2	
14	無し	縦横 2 × 深度 2	
15	配管(グレー)	縦 2 × 横 5 × 深度 2	掘削時に破砕
16	配管(グレー)	縦 2 × 横 5 × 深度 2	掘削時に破砕
A	無し	縦横 2 × 深度 2	
B	コンクリートガラ多数 鉄筋入りコンクリート片(600×600×300) 配管(グレー)	縦横 2 × 深度 2	撤去済み
C	コンクリートガラ(500 角)	縦横 2 × 深度 2	撤去済み
D	コンクリートガラ多数 配管(黒鉄) φ100×1000 コンクリート塊	縦横 2 × 深度 1	撤去済み
E	配管(グレー・鉄)	縦横 2 × 深度 1	撤去済み
	鉄製ガラ(300×700) コンクリートガラ 鉄筋入りコンクリート円柱(φ200×700)		
F	無し	縦横 2 × 深度 1	
G	無し	縦横 2 × 深度 1	

6 - 1 府有財産売買契約書（案）

府有財産売買契約書（案）

売出人 大阪府（以下「甲」という。）と買受人 ●●（以下「乙」という。）は、令和7年度府営住宅用地活用事業一般競争入札（第1回）（府営高槻深沢住宅用地及び高槻市有地売却）実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、次のとおり府有財産の売買契約を締結する。

※買受人「乙」が共同入札による落札者である場合は、前文の末尾に次の一文を追記する。

「なお、乙の各々は本件にかかる債務を連帯して負う。」

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義に従い、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 売買物件は、末尾「物件の表示」記載のとおりとする。

（売買代金）

第3条 売買代金は、金***, ***, ***円とする。

（支払方法）

第4条 乙は、前条に定める売買代金をこの契約締結と同時に、甲が発行する納入通知書等により、甲に支払わなければならない。なお、この契約締結と同時に実施要領2事業用地一覧に示す高槻市有地に関する高槻市との売買契約を締結しなければならない。

（所有権の移転及び登記嘱託）

第5条 売買物件の所有権は、乙が売買代金の支払いを完了したときに、乙に移転したものとする。

2 甲は、前項の規定により売買物件の所有権が移転した後、その所有権移転の登記及び第18条に定める買戻特約の登記を嘱託するものとする。

3 乙は前項の登記に必要な書類等を、予め甲に提出するものとする。

（物件の引渡し）

第6条 甲は、前条第1項の規定により売買物件の所有権が移転したことをもって現状有姿のまま売買物件を乙に引渡ししたものとする。

（契約不適合責任）

第7条 乙は、売買物件の引渡し後、売買物件の数量の不足その他契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、甲が知りながら告げなかった内容及び乙が

消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合にあっては、この限りではない。

（土地利用条件）

第8条 乙は、売買物件を「戸建て住宅」、「共同住宅」など、[末尾添付]土地利用条件（1）に定める用途等（以下「指定用途」という。）に供しなければならない。

2 乙は、「[末尾添付]土地利用条件」を遵守しなければならない。

3 乙は、事業の着手に先立ち、前項に定める土地利用条件に適合していると甲の確認を受けた土地利用計画について、計画を変更しようとするときは、甲の承認を受けなければならない。

4 乙は、この契約締結の日から、5年以内に指定用途に供しなければならない。ただし、やむを得ない事由により、乙が甲と協議し、甲の承認を得た場合はこの限りでない。

5 乙は、売買物件を前項に基づき指定用途に供した日から10年間引き続き指定用途に供しなければならない。

（公害等の防止）

第9条 乙は、電波障害、騒音、風害及び日照阻害等の防止に留意するとともに、自らの責任において必要な措置を講じなければならない。

（上下水道等）

第10条 乙は、上・下水道、電気、ガス及び電話等の供給を受ける際は、各々の供給者及び管理者等と協議の上、自らの負担により責任を持って工事等を行わなければならない。

（地元協議等）

第11条 乙は、工事等に先立ち、関係機関及び近隣住民等地元関係者との協議、調整等を自らの責任で行わなければならない。

（権利義務の設定等）

第12条 乙は、売買物件について、第8条第1項に定める利用のため、この契約締結の日から指定用途に供すべき期間が満了するまでの間、自己の居住の用に供する者に譲渡する場合を除き、地上権、質権、賃借権その他使用収益を目的とする権利の設定、又は売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転をしてはならない。ただし、指定用途の実現に支障をきたすなど、やむを得ない事由が生じた場合で、乙が理由を付した書面をもって甲と協議し、甲の承諾を得た場合はこの限りでない。なお、乙が建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項に規定する建築確認及び都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条に規定する開発許可（以下「開発許可」という。）を受けた後に販売活動を行うことを甲は妨げない。

2 前項の規定に関わらず、第5条第2項に定める登記完了後、共有者である乙の間においては、共有物の分割、所有権の移転等または合併を行うことができる。

3 乙は、この契約締結の日から指定用途に供すべき期間が満了するまでの間、第三者に

よって売買物件に抵当権又は根抵当権以外の担保権を設定させようとするときは、甲の承諾を得なければならない。

- 4 乙が戸建て住宅建設の場合にあって、建築物の建築を行わずに分譲する場合や、乙が共同住宅建設の場合にあって、第三者に権利を継承する場合は、乙は、第8条に定める内容を、その者に履行させなければならない。

(公序良俗に反する使用等の禁止)

第13条 乙は、売買物件をこの契約締結の日から指定用途に供すべき期間が満了するまでの間、10年間、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は第三者に貸してはならない。

(実地調査及び報告義務)

第14条 甲は、乙が指定用途に供するまでの間、売買物件について随時その使用状況を実地に調査できるものとし、乙はこれに応じなければならない。

- 2 甲は、乙が指定用途に供するまでの間、乙に対し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。この場合において、乙は、その調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。
- 3 乙は、指定用途に供するまでの間、売買物件に関して次のいずれかに該当するときは、その都度、甲にその状況を速やかに報告しなければならない。また、乙が自ら開発行為や建築物の建築を行わない場合も、乙は、次の各号について甲にその状況を報告するものとする。なお、状況を報告する際は、乙は、証書等の写しを甲に提出しなければならない。

(1) 開発許可を受けたとき

(2) 都市計画法第36条第2項の規定による開発許可の内容に適合している旨の検査済証(以下「開発検査済証」という。)の交付を受けたとき

(3) 戸建て住宅建設の場合にあって、建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による計画の建築基準関係規定に適合する旨の確認済証(以下「建築確認済証」という。)の交付を受けたとき

(4) 共同住宅建設の場合にあって、建築基準法第7条の3又は第7条の4の規定による工事中の建築物等が建築基準関係規定に適合する旨の建方工事にかかる工程の中間検査合格証(以下「中間検査合格証」という。)の交付を受けたとき

(5) 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による計画の建築物及び敷地の建築基準関係規定に適合する旨の検査済証(以下「検査済証」という。)の交付を受けたとき

(6) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第7条に基づく省エネルギー性能表示(BELS等、第三者認証を受けているものに限る。)にて、ZEH水準であることが記載されている証書等の交付を受けたとき

(違約金)

第15条 乙は、次の各号に定める事由が生じたときは、甲の請求によりそれぞれ各号に定める金額を違約金として甲に支払わなければならない。

- (1) 第8条に定める義務に違反したときは、金（売買代金の3割）円
- (2) 第12条に定める義務に違反したときは、金（売買代金の3割）円
- (3) 第13条に定める義務に違反したときは、金（売買代金の3割）円
- (4) 第16条第1項第1号から第3号、第7号及び第2項各号に該当することが判明したときは、金（売買代金の3割）円

2 前項の違約金は第23条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第16条 甲は、乙が指定用途に供するまでの間に次のいずれかに該当することが明らかになった場合は、催告の上、この契約を解除することができる。ただし、第6号においては、乙が指定用途に供すべき期間が満了するまでの間とする。

- (1) 実施要領で定める参加資格を偽る等、不正な行為によりこの契約を締結したとき
- (2) 破産、民事再生、会社更生又は特別清算等の手続き開始の申立て（自己申立てを含む。）等があったとき
- (3) 法人が合併され、又は解散した場合で、甲と乙の協議によってもこの契約に定める義務が履行される見込みがないとき
- (4) 第8条（土地利用条件）第1項から第4項のいずれかの定めに違反したとき
- (5) 第12条（権利義務の設定等）の定めに違反したとき
- (6) 第13条（公序良俗に反する使用等の禁止）の定めに違反したとき
- (7) 前各号のほか、この契約に定める義務を履行しないとき

2 前項に定めるもののほか、甲は、乙が次のいずれかに該当すると認められるときは、直ちに、この契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に事実的に関与している者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(買戻しの特約)

第17条 甲は、前条に該当するときは、売買物件を買戻すことができる。

2 前項の期間は、この契約締結の日から10年間とする。

(買戻しの登記)

第18条 甲及び乙は、この契約に基づく所有権移転登記と同時に、前条第1項に定める買戻特約の登記を行う。

(買戻しの登記の抹消)

第19条 乙は、建築物の用途が「戸建て住宅」、「共同住宅」であり、次の各号のひとつに該当する場合で、第17条に定める買戻しの特約を解除する必要がある場合は、次項に定める書面をもって甲に申請し、甲の承認を受けなければならない。

- (1) 開発許可を受けた開発行為において公共施設の用に供する土地を帰属するとき
- (2) 開発許可にかからない場合にあつて公共施設の用に供する土地について寄付等をするとき
- (3) 戸建て住宅建設の場合にあつて開発検査済証の交付を受け、各区画の分筆登記が完了したとき
- (4) 戸建て住宅建設の場合にあつて建築確認済証の交付を受けて工事に着手するとき
- (5) 共同住宅建設の場合にあつて中間検査合格証の交付を受けたとき
- (6) 開発許可にかからない場合にあつて土地のみを分譲するとき

2 前項の書面は次の各号のとおりとする

- (1) 前項第1号に該当する場合 都市計画法第35条第2項の規定による開発許可の通知の写し、開発許可を受けた際の土地利用計画図、帰属する土地の登記事項全部証明書及び地積測量図
- (2) 前項第2号に該当する場合 寄付することを証する書類、寄付する土地の登記事項全部証明書及び地積測量図
- (3) 前項第3号に該当する場合 開発検査済証の写し、各区画の土地登記事項全部証明書及び地積測量図
- (4) 前項第4号に該当する場合 建築確認済証の写し
- (5) 前項第5号に該当する場合 中間検査合格証の写し
- (6) 前項第6号に該当する場合 分譲にかかる土地売買契約書、分筆後の各区画の土地登記事項全部証明書及び地積測量図
- (7) 公図（法務局の証明原本）
- (8) 現場状況写真
- (9) 前各号に加え、第8条の土地利用条件を満たしていることを確認するために必要な書類

3 乙が第1項の買戻し特約の解除の承認を受けた場合は、甲は第17条第2項に定める買戻しの期間満了前であっても買戻特約を抹消するものとする。ただし、第1項第1号もしくは同第2号に該当する場合にあつては、帰属もしくは寄付等をする土地についてのみ買戻特約を抹消するものとする。

(返還金等)

第20条 甲は、甲が第16条の定めによりこの契約を解除したとき（以下「契約を解除したとき」という。）は、乙が第21条に定める義務を完全に履行した後、乙が第3条の定めにより支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息は付さない。

2 甲が契約を解除したときは、乙は自らが負担した契約の費用及び売買物件に支出した必要経費、有益費その他一切の費用を甲に請求することができない。

(原状回復)

第21条 乙は、甲が契約を解除したときは、甲の指定する期日までに次の各号に定める事項を実行しなければならない。

(1) 売買物件について設定された抵当権、その他売買物件の完全な所有権の行使を妨げる負担を消滅させること。

(2) 売買物件を甲名義に所有権移転登記をするための登記承諾書を甲に提出すること。

なお、甲名義に所有権を移転するために必要な登記費用等は、すべて乙の負担とする。

(3) 売買物件に存在する乙が設置した建物及びその他の工作物等を収去し、売買物件を第6条の引渡し時の原状に復して返還すること。ただし、甲が引渡し時の原状に復する必要がないと認めたときは、乙は、甲に対し現状のまま返還することができる。

2 前項第3号ただし書により、売買物件を返還したときは、売買物件内に残置したものの所有権はすべて甲に帰する。なお、これにより、乙が損害を被っても甲に対して一切の請求をすることができない。

3 乙は、第1項第3号ただし書の場合において、売買物件が滅失又はき損しているときは、その損害賠償として、減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

(使用料相当損害金)

第22条 乙は、甲が契約を解除したときは、次の各号に定める使用料相当額損害金を甲に支払わなければならない。この場合の使用料相当額は、大阪府公有財産規則第33条第1項第1号イにより算出した額とする。この場合において、同号の規定中「当該土地の価額」を「第3条に定める売買代金」、「貸し付ける」とあるのは「売却する」と読み替えるものとする。

(1) 第6条の定めにより売買物件の引渡しを受けた日から、甲がこの契約の解除又は買戻権の行使を通知した日までの間の使用料相当額

(2) 甲がこの契約の解除又は買戻権の行使を通知した日の翌日から、前条第1項に定める義務を完全に履行して売買物件を甲に返還する日までの間の使用料相当額

(損害賠償)

第23条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、第15条に定める違約金に加えて、その損害を賠償しなければならない。

(第三者に生じた損害の責任)

第24条 甲が第16条に基づきこの契約を解除したとき及び第17条第1項に基づき売買物件を買戻したとき、これにより乙又は第三者に損害が生じても甲はその責任を負わない。

(返還金の相殺)

第25条 甲は、第20条の定めにより売買代金を返還する場合においては、次の各号の合計額を返還金から控除して返還するものとする。なお、控除できない金額がある場合は、乙は甲に対して別途これを支払わなければならない。

- (1) 第15条第1項に定める違約金
- (2) 第21条第1項第2号に定める登記費用等
- (3) 第21条第3項に定める損害賠償金
- (4) 第22条に定める使用料相当損害金
- (5) 第23条に定める損害賠償金

2 前項の規定は、第17条第1項の規定により、売買物件を買戻す場合に準用する。

(費用の負担)

第26条 次に掲げる費用は乙の負担とする。

- (1) この契約の締結に要する費用
- (2) 売買物件の所有権移転登記及び買戻権の設定登記並びに抹消登記に要する費用

(収益の帰属、負担金の分担)

第27条 売買物件から生ずる収益の帰属及び各種負担金等の負担については、引渡日の前日までの分を甲が、引渡日以降の分を乙が、それぞれ分担する。

(法令等の規制の遵守)

第28条 乙は、売買物件の法令等の規制を熟知の上、この契約を締結したものであることを確認し、売買物件を利用するに当たっては、当該法令等を遵守するものとする。

(裁判管轄)

第29条 この契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えの管轄は、甲の事務所の所在地を管轄する大阪地方裁判所とする。

(疑義等の決定)

第30条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 大 阪 府
代 表 者 大阪府知事 ○○ ○○ 印

乙 所 在 地
名 称 印

所 在 地
名 称 印

※買受人「乙」が共同入札による落札者である場合は、次の共有持分割合の表を追記する

乙の共有持分割合

買 受 人 名 称	持分割合

物 件 の 表 示 (物件番号1)

所 在	地 番	地 目	公簿面積 (㎡)	実測面積 (㎡)
高槻市深沢町二丁目	239 番 5	宅地	6443.12 ㎡	6443.12 ㎡
	239 番 10	宅地	5666.98 ㎡	5666.98 ㎡

	291 番 4	宅地	4.08 m ²	4.08 m ²
--	---------	----	---------------------	---------------------

公有財産台帳に記載の数値等である。

[末尾添付]

《 物件番号 1 : 高槻深沢住宅用地及び高槻市有地 》

事業用地の開発にあたっては、良好な住まいとまちづくりを実現するために、周辺環境と調和の取れた景観の形成、環境やバリアフリー、防犯・防災等の安全などに配慮するとともに、以下について遵守しなければならない。

(1) 用途等

ア 建築物の用途は、次のいずれか（複数可）とすること。

（ア）分譲住宅（戸建て住宅または共同住宅）

（イ）食料品及び日用品等の物販販売等を行う店舗

イ ア（ア）の用途にする場合、**ZEH**水準の省エネ住宅（戸建て住宅：**ZEH Oriented** 共同住宅：**ZEH-M Oriented**に求められる基準以上）とすること。

(2) 工事に係る事項

工事に際しては、関連法規をはじめ以下の事項を遵守すること。

ア 工事に先立ち、計画内容等の地元説明を行うとともに、工事中の現場対応のため責任者と連絡先を明記した工事管理体制表を作成すること。

イ 工事中は、特に騒音、振動を抑えるよう配慮して作業を行い、万一、周辺の家屋等に損害を与えた場合は、補償等の適切な対応を行うこと。

ウ 事業用地に近接する小学校、保育所等には、工事にあたって、事前に説明を行うこと。また、工事車両の通行等にあたっては、十分な安全対策を講じるとともに、歩行者を優先して交通誘導を行うこと。工事車両が集中しないよう配慮すること。

(3) その他

ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）に基づく性能表示について、住宅購入者に制度の内容を説明し、購入者の希望に応じて、指定住宅性能評価機関による住宅性能評価書の交付を受けること。

イ 都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）等の関連法規並びに高槻市開発事業の手続等に関する条例や施行指針及び大阪府・高槻市の各種条例・指針等を遵守すること。

ウ 当該事業用地の開発にあたっては、都市計画法第29条の規定に基づき開発行為の許可を受け、都市計画法第33条の技術基準を満足すること。高槻市関係各課と十分に協議すること。

エ 本事業用地全体を1の開発区域と考えて、高槻市開発事業の手続等に関する条例に基づき計画すること。

オ 開発区域内に配置される準幹線道路（道路幅員9.7m以上）の両端は、市道野田大塚線には接続を行わないこと。

- カ 市道野田大塚線から直接車の出入りする車庫を設けないこと。
- キ 公共施設（道路、公園等）は、高槻市に帰属すること。
- ク バス停留所から**10m**以内に出入口を設けないこと。
- ケ 交差点及び横断歩道の**5 m**以内に出入口を設けないこと。
- コ 市道野田大塚線において、道路の安全性が悪化することがないように努めること。また、開発事業により交通量の著しい増加が予測される場合は、交通渋滞対策等の道路整備について関係部署と十分に協議すること。
- サ 「高槻市緑地環境の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づく緑化協議を行うこと。
- シ 給水装置等が必要な場合は、水道法、高槻市水道事業条例等の関係法令を遵守し、高槻市水道部の給水装置工事施工指針（R6． 4）に基づき、給水装置等を設置すること。
- ス 落札者の土地利用計画図の提出にあつては、事前に高槻市都市創造部審査指導課開発調整チームと協議し作成すること。

6 - 2 市有財産売買契約書（案）

市有財産売買契約書（案）

売出人 高槻市（以下「甲」という。）と買受人 ●●（以下「乙」という。）は、令和7年度府営住宅用地活用事業一般競争入札（第1回）（府営高槻深沢住宅用地及び高槻市有地売払い）実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、次のとおり府有財産の売買契約を締結する。

※買受人「乙」が共同入札による落札者である場合は、前文の末尾に次の一文を追記する。

「なお、乙の各々は本件にかかる債務を連帯して負う。」

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義に従い、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 売買物件は、末尾「物件の表示」記載のとおりとする。

（売買代金）

第3条 売買代金は、金***, ***, ***円とする。

（支払方法）

第4条 乙は、前条に定める売買代金をこの契約締結と同時に、甲が発行する納入通知書等により、甲に支払わなければならない。なお、この契約締結と同時に実施要領2事業用地一覧に示す大阪府有地に関する大阪府との売買契約を締結しなければならない。

（所有権の移転及び登記嘱託）

第5条 売買物件の所有権は、乙が売買代金の支払いを完了したときに、乙に移転したものとする。

2 甲は、前項の規定により売買物件の所有権が移転した後、その所有権移転の登記及び第18条に定める買戻特約の登記を嘱託するものとする。

3 乙は前項の登記に必要な書類等を、予め甲に提出するものとする。

（物件の引渡し）

第6条 甲は、前条第1項の規定により売買物件の所有権が移転したことをもって現状有姿のまま売買物件を乙に引渡したものとする。

（契約不適合責任）

第7条 乙は、売買物件の引渡し後、売買物件の数量の不足その他契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、甲が知りながら告げなかった内容及び乙が

消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合にあっては、この限りではない。

（土地利用条件）

第8条 乙は、売買物件を「戸建て住宅」、「共同住宅」など、[末尾添付]土地利用条件（1）に定める用途等（以下「指定用途」という。）に供しなければならない。

2 乙は、「[末尾添付]土地利用条件」を遵守しなければならない。

3 乙は、事業の着手に先立ち、前項に定める土地利用条件に適合していると甲の確認を受けた土地利用計画について、計画を変更しようとするときは、甲の承認を受けなければならない。

4 乙は、この契約締結の日から、5年以内に指定用途に供しなければならない。ただし、やむを得ない事由により、乙が甲と協議し、甲の承認を得た場合はこの限りでない。

5 乙は、売買物件を前項に基づき指定用途に供した日から10年間引き続き指定用途に供しなければならない。

（公害等の防止）

第9条 乙は、電波障害、騒音、風害及び日照阻害等の防止に留意するとともに、自らの責任において必要な措置を講じなければならない。

（上下水道等）

第10条 乙は、上・下水道、電気、ガス及び電話等の供給を受ける際は、各々の供給者及び管理者等と協議の上、自らの負担により責任を持って工事等を行わなければならない。

（地元協議等）

第11条 乙は、工事等に先立ち、関係機関及び近隣住民等地元関係者との協議、調整等を自らの責任で行わなければならない。

（権利義務の設定等）

第12条 乙は、売買物件について、第8条第1項に定める利用のため、この契約締結の日から指定用途に供すべき期間が満了するまでの間、自己の居住の用に供する者に譲渡する場合を除き、地上権、質権、賃借権その他使用収益を目的とする権利の設定、又は売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転をしてはならない。ただし、指定用途の実現に支障をきたすなど、やむを得ない事由が生じた場合で、乙が理由を付した書面をもって甲と協議し、甲の承諾を得た場合はこの限りでない。なお、乙が建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項に規定する建築確認及び都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条に規定する開発許可（以下「開発許可」という。）を受けた後に販売活動を行うことを甲は妨げない。

2 前項の規定に関わらず、第5条第2項に定める登記完了後、共有者である乙の間においては、共有物の分割、所有権の移転等または合併を行うことができる。

3 乙は、この契約締結の日から指定用途に供すべき期間が満了するまでの間、第三者に

よって売買物件に抵当権又は根抵当権以外の担保権を設定させようとするときは、甲の承諾を得なければならない。

- 4 乙が戸建て住宅建設の場合にあつて、建築物の建築を行わずに分譲する場合や、乙が共同住宅建設の場合にあつて、第三者に権利を継承する場合は、乙は、第8条に定める内容を、その者に履行させなければならない。

(公序良俗に反する使用等の禁止)

第13条 乙は、売買物件をこの契約締結の日から指定用途に供すべき期間が満了するまでの間、10年間、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は第三者に貸してはならない。

(実地調査及び報告義務)

第14条 甲は、乙が分譲するまでの間、売買物件について随時その使用状況を実地に調査できるものとし、乙はこれに応じなければならない。

- 2 甲は、乙が指定用途に供するまでの間、乙に対し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。この場合において、乙は、その調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。
- 3 乙は、指定用途に供するまでの間、売買物件に関して次のいずれかに該当するときは、その都度、甲にその状況を速やかに報告しなければならない。また、乙が自ら開発行為や建築物の建築を行わない場合も、乙は、次の各号について甲にその状況を報告するものとする。なお、状況を報告する際は、乙は、証書等の写しを甲に提出しなければならない。

(1) 開発許可を受けたとき

(2) 都市計画法第36条第2項の規定による開発許可の内容に適合している旨の検査済証(以下「開発検査済証」という。)の交付を受けたとき

(3) 戸建て住宅建設の場合にあつて、建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による計画の建築基準関係規定に適合する旨の確認済証(以下「建築確認済証」という。)の交付を受けたとき

(4) 共同住宅建設の場合にあつて、建築基準法第7条の3又は第7条の4の規定による工事中の建築物等が建築基準関係規定に適合する旨の建方工事にかかる工程の中間検査合格証(以下「中間検査合格証」という。)の交付を受けたとき

(5) 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による計画の建築物及び敷地の建築基準関係規定に適合する旨の検査済証(以下「検査済証」という。)の交付を受けたとき

(6) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第7条に基づく省エネルギー性能表示(BELS等、第三者認証を受けているものに限る。)にて、ZEH水準であることが記載されている証書等の交付を受けたとき

(違約金)

第15条 乙は、次の各号に定める事由が生じたときは、甲の請求によりそれぞれ各号に定める金額を違約金として甲に支払わなければならない。

- (1) 第8条に定める義務に違反したときは、金（売買代金の3割）円
- (2) 第12条に定める義務に違反したときは、金（売買代金の3割）円
- (3) 第13条に定める義務に違反したときは、金（売買代金の3割）円
- (4) 第16条第1項第1号から第3号、第7号及び第2項各号に該当することが判明したときは、金（売買代金の3割）円

2 前項の違約金は第23条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第16条 甲は、乙が指定用途に供するまでの間に次のいずれかに該当することが明らかになった場合は、催告の上、この契約を解除することができる。ただし、第6号においては、乙が指定用途に供すべき期間が満了するまでの間とする。

- (1) 実施要領で定める参加資格を偽る等、不正な行為によりこの契約を締結したとき
- (2) 破産、民事再生、会社更生又は特別清算等の手続き開始の申立て（自己申立てを含む。）等があったとき
- (3) 法人が合併され、又は解散した場合で、甲と乙の協議によってもこの契約に定める義務が履行される見込みがないとき
- (4) 第8条（土地利用条件）の定めに違反したとき
- (5) 第12条（権利義務の設定等）の定めに違反したとき
- (6) 第13条（公序良俗に反する使用等の禁止）の定めに違反したとき
- (7) 前各号のほか、この契約に定める義務を履行しないとき

2 前項に定めるもののほか、甲は、乙が次のいずれかに該当すると認められるときは、直ちに、この契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に事実的に関与している者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(買戻しの特約)

第17条 甲は、前条に該当するときは、売買物件を買戻すことができる。

2 前項の期間は、この契約締結の日から10年間とする。

(買戻しの登記)

第18条 甲及び乙は、この契約に基づく所有権移転登記と同時に、前条第1項に定める買戻特約の登記を行う。

(買戻しの登記の抹消)

第19条 乙は、建築物の用途が「戸建て住宅」、「共同住宅」であり、次の各号のひとつに該当する場合で、第17条に定める買戻しの特約を解除する必要がある場合は、次項に定める書面をもって甲に申請し、甲の承認を受けなければならない。

- (1) 開発許可を受けた開発行為において公共施設の用に供する土地を帰属するとき
- (2) 開発許可にかからない場合にあつて公共施設の用に供する土地について寄付等をするとき
- (3) 戸建て住宅建設の場合にあつて開発検査済証の交付を受け、各区画の分筆登記が完了したとき
- (4) 戸建て住宅建設の場合にあつて建築確認済証の交付を受けて工事に着手するとき
- (5) 共同住宅建設の場合にあつて中間検査合格証の交付を受けたとき
- (6) 開発許可にかからない場合にあつて土地のみを分譲するとき

2 前項の書面は次の各号のとおりとする

- (1) 前項第1号に該当する場合 都市計画法第35条第2項の規定による開発許可の通知の写し、開発許可を受けた際の土地利用計画図、帰属する土地の登記事項全部証明書及び地積測量図
- (2) 前項第2号に該当する場合 寄付することを証する書類、寄付する土地の登記事項全部証明書及び地積測量図
- (3) 前項第3号に該当する場合 開発検査済証の写し、各区画の土地登記事項全部証明書及び地積測量図
- (4) 前項第4号に該当する場合 建築確認済証の写し
- (5) 前項第5号に該当する場合 中間検査合格証の写し
- (6) 前項第6号に該当する場合 分譲にかかる土地売買契約書、分筆後の各区画の土地登記事項全部証明書及び地積測量図
- (7) 公図（法務局の証明原本）
- (8) 現場状況写真
- (9) 前各号に加え、第8条の土地利用条件を満たしていることを確認するために必要な書類

3 乙が第1項の買戻し特約の解除の承認を受けた場合は、甲は第17条第2項に定める買戻しの期間満了前であっても買戻特約を抹消するものとする。ただし、第1項第1号もしくは同第2号に該当する場合にあつては、帰属もしくは寄付等をする土地についてのみ買戻特約を抹消するものとする。

(返還金等)

第20条 甲は、甲が第16条の定めによりこの契約を解除したとき（以下「契約を解除したとき」という。）は、乙が第21条に定める義務を完全に履行した後、乙が第3条の定めにより支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息は付さない。

2 甲が契約を解除したときは、乙は自らが負担した契約の費用及び売買物件に支出した必要経費、有益費その他一切の費用を甲に請求することができない。

(原状回復)

第21条 乙は、甲が契約を解除したときは、甲の指定する期日までに次の各号に定める事項を実行しなければならない。

(1) 売買物件について設定された抵当権、その他売買物件の完全な所有権の行使を妨げる負担を消滅させること。

(2) 売買物件を甲名義に所有権移転登記をするための登記承諾書を甲に提出すること。
なお、甲名義に所有権を移転するために必要な登記費用等は、すべて乙の負担とする。

(3) 売買物件に存在する乙が設置した建物及びその他の工作物等を収去し、売買物件を第6条の引渡し時の原状に復して返還すること。ただし、甲が引渡し時の原状に復する必要がないと認めたときは、乙は、甲に対し現状のまま返還することができる。

2 前項第3号ただし書により、売買物件を返還したときは、売買物件内に残置したものの所有権はすべて甲に帰する。なお、これにより、乙が損害を被っても甲に対して一切の請求をすることができない。

3 乙は、第1項第3号ただし書の場合において、売買物件が滅失又はき損しているときは、その損害賠償として、減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

(使用料相当損害金)

第22条 乙は、甲が契約を解除したときは、次の各号に定める使用料相当額損害金を甲に支払わなければならない。この場合において、使用料相当額は、高槻市行政財産使用料条例第5条第1項第1号により算出した額とする。同号の規定中「当該土地の価額」を「第3条に定める売買代金」、「使用させる」とあるのは「売却する」と読み替えるものとする。

(1) 第6条の定めにより売買物件の引渡しを受けた日から、甲がこの契約の解除又は買戻権の行使を通知した日までの間の使用料相当額

(2) 甲がこの契約の解除又は買戻権の行使を通知した日の翌日から、前条第1項に定める義務を完全に履行して売買物件を甲に返還する日までの間の使用料相当額

(損害賠償)

第23条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、第15条に定める違約金に加えて、その損害を賠償しなければならない。

(第三者に生じた損害の責任)

第24条 甲が第16条に基づきこの契約を解除したとき及び第17条第1項に基づき売買物件を買戻したとき、これにより乙又は第三者に損害が生じても甲はその責任を負わない。

(返還金の相殺)

第25条 甲は、第20条の定めにより売買代金を返還する場合においては、次の各号の合計額を返還金から控除して返還するものとする。なお、控除できない金額がある場合は、乙は甲に対して別途これを支払わなければならない。

- (1) 第15条第1項に定める違約金
- (2) 第21条第1項第2号に定める登記費用等
- (3) 第21条第3項に定める損害賠償金
- (4) 第22条に定める使用料相当損害金
- (5) 第23条に定める損害賠償金

2 前項の規定は、第17条第1項の規定により、売買物件を買戻す場合に準用する。

(費用の負担)

第26条 次に掲げる費用は乙の負担とする。

- (1) この契約の締結に要する費用
- (2) 売買物件の所有権移転登記及び買戻権の設定登記並びに抹消登記に要する費用

(収益の帰属、負担金の分担)

第27条 売買物件から生ずる収益の帰属及び各種負担金等の負担については、引渡日の前日までの分を甲が、引渡日以降の分を乙が、それぞれ分担する。

(法令等の規制の遵守)

第28条 乙は、売買物件の法令等の規制を熟知の上、この契約を締結したものであることを確認し、売買物件を利用するに当たっては、当該法令等を遵守するものとする。

(裁判管轄)

第29条 この契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えの管轄は、甲の事務所の所在地を管轄する大阪地方裁判所とする。

(疑義等の決定)

第30条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 高 槻 市
代 表 者 高槻市長 ○○ ○○ 印

乙 所 在 地
名 称 印

所 在 地
名 称 印

※買受人「乙」が共同入札による落札者である場合は、次の共有持分割合の表を追記する

乙の共有持分割合

買 受 人 名 称	持分割合

物 件 の 表 示 (物件番号1)

所 在	地 番	地 目	公簿面積 (㎡)	実測面積 (㎡)
高槻市深沢町二丁目	604 番	宅地	10.93 ㎡	10.93 ㎡

	608 番	宅地	53.26 m ²	53.26 m ²
	612 番 1	宅地	74.11 m ²	74.11 m ²

公有財産台帳に記載の数値等である。

[末尾添付]

《 物件番号1 : 高槻深沢住宅用地及び高槻市有地 》

事業用地の開発にあたっては、良好な住まいとまちづくりを実現するために、周辺環境と調和の取れた景観の形成、環境やバリアフリー、防犯・防災等の安全などに配慮するとともに、以下について遵守しなければならない。

(1) 用途等

ア 建築物の用途は、次のいずれか（複数可）とすること。

（ア）分譲住宅（戸建て住宅または共同住宅）

（イ）食料品及び日用品等の物販販売等を行う店舗

イ ア（ア）の用途にする場合、**ZEH水準の省エネ住宅（戸建て住宅：ZEH Oriented 共同住宅：ZEH-M Orientedに求められる基準以上）**とすること。

(2) 工事に関する事項

工事に際しては、関連法規をはじめ以下の事項を遵守すること。

ア 工事に先立ち、計画内容等の地元説明を行うとともに、工事中の現場対応のため責任者と連絡先を明記した工事管理体制表を作成すること。

イ 工事中は、特に騒音、振動を抑えるよう配慮して作業を行い、万一、周辺の家屋等に損害を与えた場合は、補償等の適切な対応を行うこと。

ウ 事業用地に近接する小学校、保育所等には、工事にあたって、事前に説明を行うこと。また、工事車両の通行等にあたっては、十分な安全対策を講じるとともに、歩行者を優先して交通誘導を行うこと。工事車両が集中しないよう配慮すること。

(3) その他

ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）に基づく性能表示について、住宅購入者に制度の内容を説明し、購入者の希望に応じて、指定住宅性能評価機関による住宅性能評価書の交付を受けること。

イ 都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）等の関連法規並びに高槻市開発事業の手続等に関する条例や施行指針及び大阪府・高槻市の各種条例・指針等を遵守すること。

ウ 当該事業用地の開発にあたっては、都市計画法第29条の規定に基づき開発行為の許可を受け、都市計画法第33条の技術基準を満足すること。高槻市関係各課と十分に協議すること。

エ 本事業用地全体を1の開発区域と考えて、高槻市開発事業の手続等に関する条例に基づき計画すること。

オ 開発区域内に配置される準幹線道路（道路幅員9.7m以上）の両端は、市道野田大塚線には接続を行わないこと。

- カ 市道野田大塚線から直接車の出入りする車庫を設けないこと。
- キ 公共施設（道路、公園等）は、高槻市に帰属すること。
- ク バス停留所から10m以内に出入口を設けないこと。
- ケ 交差点及び横断歩道の5m以内に出入口を設けないこと。
- コ 市道野田大塚線において、道路の安全性が悪化することがないように努めること。また、開発事業により交通量の著しい増加が予測される場合は、交通渋滞対策等の道路整備について関係部署と十分に協議すること。
- サ 「高槻市緑地環境の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づく緑化協議を行うこと。
- シ 給水装置等が必要な場合は、水道法、高槻市水道事業条例等の関係法令を遵守し、高槻市水道部の給水装置工事施工指針（R6. 4）に基づき、給水装置等を設置すること。
- ス 落札者の土地利用計画図の提出にあつては、事前に高槻市都市創造部審査指導課開発調整チームと協議し作成すること。

7 提出書類の様式・記入例

令和7年度 府営住宅用地活用事業一般競争入札（第1回）
（府営高槻深沢住宅用地及び高槻市有地売払い）に関する質疑書

令和 年 月 日

質疑者名称 （法人名及び代表者名）	
住所	
担当部署及び 担当者	担当部署： 担 当 者：
連絡先	T E L： E - m a i l：

このたび、令和7年度 府営住宅用地活用事業一般競争入札（第1回）（府営高槻深沢住宅用地及び高槻市有地売払い）において、下記事項について質問がありますので提出いたします。

質問事項

頁	項目	内容

《記入例》（法人の場合）

令和7年度 府営住宅用地活用事業一般競争入札（第1回）
（府営高槻深沢住宅用地及び高槻市有地売払い）に関する質疑書

令和 年 月 日

質疑者名称 （法人名及び代表者名）	株式会社〇〇不動産 代表取締役 施 保 一 郎
住所	大阪府中央区〇〇町1-2-4
担当部署及び 担当者	担当部署：〇〇部 〇〇課 担 当 者：施 保 二 郎
連絡先	T E L：（〇〇）〇〇〇〇-〇〇〇〇 E - m a i l：〇〇.co.jp

このたび、令和7年度 府営住宅用地活用事業一般競争入札（第1回）（府営高槻深沢住宅用地及び高槻市有地売払い）において、下記事項について質問がありますので提出いたします。

質問事項

頁	項目	内容
4	3（2）ウ	～～～
7	4-1（1）ア（オ）	～～～

府・市 使用欄	受付
------------	----

府・市 使用欄	番号
------------	----

令和 年 月 日

令和7年度 府営住宅用地活用事業一般競争入札（第1回）
（府営高槻深沢住宅用地及び高槻市有地売払い）

入 札 参 加 書

下記の府有地及び市有地の売払い一般競争入札に、本件要領等を承知のうえ参加します。

大 阪 府 知 事 様
高 槻 市 長 様

申 込 者 住 所（〒 ー ）

名 称
（法人名及び代表者名）

電話番号 （ ） ー

【共同入札者の場合】

上記申込者と共同で事業に参加するにあたり、上記申込者を代表事業者とします。

共同入札者 住 所（〒 ー ）

名 称
（法人名及び代表者名）

共同入札者 住 所（〒 ー ）

名 称
（法人名及び代表者名）

記

物件 番号	所 在 地	入 札 日 時
1	高槻市深沢町二丁目239番5、239番10、291番4 604番、608番、612番1	令和7年8月28日（木） 午前10時00分受付開始、 午前10時30分受付締切り

※共同入札者の場合、申込者の欄に共同入札者を代表して入札手続（入札保証金の納付、入札書の記入等）を行う代表事業者を、共同入札者の欄に代表事業者を除く他の共同入札者をそれぞれ記入してください。

《記入例》（法人の場合）

府・市 使用欄	受付
------------	----

府・市 使用欄	番号
------------	----

令和 ○年 ○月 ○日

申込日

令和7年度 府営住宅用地活用事業一般競争入札（第1回）

（府営高槻深沢住宅用地及び高槻市有地売払い）

入 札 参 加 書

下記の府有地及び市有地の売払一般競争入札に、本件要領等を承知のうえ参加します。

大 阪 府 知 事 様
高 槻 市 長 様

申 込 者 住 所（〒000-0000）
大阪府中央区〇〇町1-2-4

名 称 株式会社〇〇不動産
（法人名及び代表者名） 代表取締役 施 保 一 郎

電話番号 （〇〇）〇〇〇〇-〇〇〇〇

【共同入札者の場合】

上記申込者と共同で事業に参加するにあたり、上記申込者を代表事業者とします。

共同入札者 住 所（〒 — ）

名 称
（法人名及び代表者名）

共同入札者 住 所（〒 — ）

名 称
（法人名及び代表者名）

記

物件 番号	所 在 地	入 札 日 時
1	高槻市深沢町二丁目239番5、239番10、291番4 604番、608番、612番1	令和7年8月28日（木） 午前10時00分受付開始、 午前10時30分受付締切り

※共同入札者の場合、申込者の欄に共同入札者を代表して入札手続（入札保証金の納付、入札書の記入等）を行う代表事業者を、共同入札者の欄に代表事業者を除く他の共同入札者をそれぞれ記入してください。

令和 年 月 日

整 理 番 号

No.

入 札 保 証 金 届 出 書

大 阪 府 知 事 様

入札者
住 所

名 称
〔 法人名 〕
〔 代表者名 〕

下記の金額を、令和7年度 府営住宅用地活用事業一般競争入札（第1回）（府営高槻深沢住宅用地及び高槻市有地売払い）に係る事業用地（物件番号1）売払一般競争入札の入札保証金として納付しました。

記

入札保証金	¥
-------	---

（納付した入札保証金の金額を記入してください。）

上記物件を落札した場合は入札保証金を入札者の売買代金に充当してください。落札とならなかったとき、その他返還事由が生じた場合には、納付した入札保証金を下記の口座に振り込んでください。なお、入札終了後、入札保証金の返還までに日数を要しても、異議はありません。

金融機関名 ※ゆうちょ銀行は不可	銀行（金庫）	支店
預金の種目	普通預金 ・ 当座預金 ・ その他（ ）	
口 座 番 号		
口座名義人 氏 名	（フリガナ）	

「納付書・領収証書」の写しを裏面に貼付してください。

《記入例》

入札日

令和 ○年 ○月 ○日

整理番号

No.

入札保証金届出書

大阪府知事様

入札者

住所

大阪府中央区〇〇町1-2-4

名称

〔法人名〕
〔代表者名〕

株式会社〇〇不動産

代表取締役 施保 一郎

金融機関で振り込んだ
入札保証金の額を記入

下記の金額を、令和7年度 府営住宅用地活用事業一般競争入札（府営高槻深沢住宅用地及び高槻市有地売払い）に係る事業用地（物件番号1）売払い一般競争入札の入札保証金として納付しました。

記

入札保証金	¥2,470,000-
-------	-------------

（納付した入札保証金の金額を記入してください。）

上記物件を落札した場合は入札保証金を入札者の売買代金に充当してください。落札とならなかったとき、その他返還事由が生じた場合には、納付した入札保証金を下記の口座に振り込んでください。なお、入札終了後、入札保証金の返還までに日数を要しても、異議はありません。

金融機関名 ※ゆうちょ銀行は不可	〇 〇 銀行（金庫） △ △ 支店
預金の種目	普通預金 ・ 当座預金 ・ その他
口座番号	〇〇〇〇〇〇
口座名義人 氏 名	（フリガナ）カブシキガイシャ マルマルフドウサン 株式会社 〇〇不動産

還付口座は、入札者と同一名義の口座とします。

「納付書・領収証書」の写しを裏面に貼付してください。

入札保証金提出書

令和 年 月 日

高槻市長様

入札者

住所

(所在地)

氏名

(法人名・代表者名)

電話

令和7年度 府営住宅用地活用事業一般競争入札（第1回）（府営高槻深沢住宅用地及び高槻市有地売払い）に係る事業用地（物件番号1）売払一般競争入札の入札保証金を下記のとおり納付します。納付した入札保証金を返還する際は、下記の口座に振り込んでください。

なお、落札者となったときは契約締結から、落札者とならなかったとき、入札を辞退したときなどその他返還事由が生じた場合には入札終了から、入札保証金の返還までに日数を要しても、異議はありません。

入札保証金 ￥196,500-

金融機関名	銀行・信用金庫・農協	支店
預金の種目	普通預金・当座預金・その他	
口座番号		
口座名義人	(フリガナ)	

口座名義人は、入札者に限ります。（他者の口座を指定することはできません。）

※入札保証金納付後の「領収書」の写しを裏面に貼り付けてください。

《記入例》

入札保証金提出書

令和 年 月 日
入札日

高槻市長様

入札者

住所 大阪市中央区〇〇町1-2-4
(所在地) 株式会社〇〇不動産
氏名 代表取締役 施保一郎
(法人名・代表者名)
電話 012-3456-7890

令和7年度 府営高槻深沢住宅用地活用事業及び高槻市有財産（土地）売払一般競争入札（第1回）に係る事業用地（物件番号1）売払一般競争入札の入札保証金を下記のとおり納付します。納付した入札保証金を返還する際は、下記の口座に振り込んでください。

なお、落札者となったときは契約締結から、落札者とならなかったとき、入札を辞退したときなどその他返還事由が生じた場合には入札終了から、入札保証金の返還までに日数を要しても、異議はありません。

入札保証金 ￥196,500-

金融機関名	〇 〇 銀行・信用金庫・農協 △ △ 支店
預金の種目	普通預金・当座預金・その他
口座番号	0000000
口座名義人	(フリガナ) カブシキガイシャ マルマルフドウサン 株式会社 〇〇不動産

口座名義人は、入札者に限ります。（他者の口座を指定することはできません。）

※入札保証金納付後の「領収書」の写しを裏面に貼り付けてください。

入 札 書

大阪府知事 様
高槻市長 様

入 札 者

住 所
(所在地)

氏 名
〔 法人名 〕
〔 代表者名 〕

物件番号	物 件 の 所 在 地
1	高槻市深沢町二丁目239番5、239番10、291番4 604番、608番、612番1

	千 億	百 億	拾 億	億	千 万	百 万	拾 万	万	千	百	拾	壱
金額												

令和7年度 府営住宅用地活用事業一般競争入札（第1回）（府営高槻深沢住宅用地
及び高槻市有地売払い）実施要領に記載された事項を承知の上、上記のとおり入札
します。

注 意

- 1 黒または青のボールペンでご記入ください。
- 2 金額は、アラビア数字で記載し、初めの数字の頭に「¥」マークを入れてください。
- 3 金額欄を書き損じた場合は、新たな用紙に書きなおしてください。
- 4 一度提出した入札書の訂正・取り消しはできません。

《記入例》

入 札 書

大 阪 府 知 事 様
高 槻 市 長 様

入 札 者

住 所 大阪市中央区〇〇町 1－2－4
(所在地)

氏 名 株式会社〇〇不動産
〔 法人名 〕 代表取締役 施 保 一 郎
代表者名

物件番号	物 件 の 所 在 地
1	高槻市深沢町二丁目239番5、239番10、291番4 604番、608番、612番1

金額	千億	百億	拾億	億	千	拾								
			¥	1										

・「¥マーク」を記入すること
・金額欄の訂正、桁間違いなどは無効になります。
ご注意ください。

令和7年度 府営住宅用地活用事業一般競争入札（第1回）（府営高槻深沢住宅用地及び高槻市有地売払い）実施要領に記載された事項を承知の上、上記のとおり入札します。

注 意

- 1 黒または青のボールペンでご記入ください。
- 2 金額は、アラビア数字で記載し、初めの数字の頭に「¥」マークを入れてください。
- 3 金額欄を書き損じた場合は、新たな用紙に書きなおして下さい。
- 4 一度提出した入札書の訂正・取り消しはできません。

令和 年 月 日

委任状

私は、令和7年度 府営住宅用地活用事業一般競争入札（第1回）（府営高槻深沢住宅用地及び高槻市有地売払い）に参加するにあたり、下記のとおり代理人に権限を委任します。

記

1 委任する権限

事業用地売払一般競争入札に関する一切の権限

- ・入札に関する書類等（入札保証金を含む）の提出及び受領
- ・くじ引き

2 代理人

住所

氏名

入札者
住所

氏名

印
（印鑑登録印）

（注） 次の場合は、委任状を提出してください。

- 1 法人の場合で、当日出席する者が代表者でない場合
- 2 個人の場合で、本人が当日出席できない場合

《記入例》

記入した日付を記入してください。

令和 ○年 ○月 ○日

委任状

私は、令和7年度 府営住宅用地活用事業一般競争入札（第1回）（府営高槻深沢住宅用地及び高槻市有地売払い）に参加するにあたり、下記のとおり代理人に権限を委任します。

記

1 委任する権限

事業用地売払い一般競争入札に関する一切の権限

- ・入札に関する書類等（入札保証金を含む）の提出及び受領
- ・くじ引き

2 代理人

住所

氏名

入札者
住所

氏名

印
（印鑑登録印）

印鑑登録印の押印を忘れずに！

（注） 次の場合は、委任状を提出してください。

- 1 法人の場合で、当日出席する者が代表者でない場合
- 2 個人の場合で、本人が当日出席できない場合

誓 約 書

私は、大阪府及び高槻市が大阪府暴力団排除条例及び高槻市暴力団排除条例に基づき、大阪府及び高槻市の事務及び事業によって暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団密接関係者を公有財産の管理、処分から排除していることを承知したうえで、下記事項について誓約します。

記

※誓約・同意事項を確認し、はい・いいえのどちらかを○で囲んでください。

1 私は、大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び第4号、高槻市暴力団排除条例第2条第2号及び第4号に掲げる者のいずれにも該当しません。	はい・いいえ
2 私は、大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び第4号、高槻市暴力団排除条例第2条第2号及び第4号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪府及び高槻市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。	はい・いいえ
3 私は、大阪府及び高槻市が本誓約書及び役員名簿等から収集した個人情報大阪府警察本部長へ提供することに同意します。	はい・いいえ
4 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならないことに同意します。	はい・いいえ

大阪府知事 様
高槻市長 様

令和 年 月 日

申込者

住 所
(所在地)
フリガナ
氏 名
(法人名)
(代表者名)
生年月日

共同入札者

住 所
(所在地)
フリガナ
氏 名
(法人名)
(代表者名)
生年月日

《記入例》

誓 約 書

私は、大阪府及び高槻市が大阪府暴力団排除条例及び高槻市暴力団排除条例に基づき、大阪府及び高槻市の事務及び事業によって暴力団を利用することとならないよう、接関係者を公有財産の管理、処分から排除していることを承知したうえで

該当する方を○で囲む

記

※誓約・同意事項を確認し、はい・いいえのどちらかを○で囲んでください。

1 私は、大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び第4号、高槻市暴力団排除条例第2条第2号及び第4号に掲げる者のいずれにも該当しません。	(はい)・いいえ
2 私は、大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び第4号、高槻市暴力団排除条例第2条第2号及び第4号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪府及び高槻市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。	(はい)・いいえ
3 私は、大阪府及び高槻市が本誓約書及び役員名簿等から収集した個人情報大阪府警察本部長へ提供することに同意します。	(はい)・いいえ
4 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならないことに同意します。	(はい)・いいえ

大阪府知事 様
高槻市長 様

記入した日付を記入してください。

令和 ○年 ○月 ○日

申込者

住 所
(所在地)
フリガナ
氏 名
(法人名)
(代表者名)
生年月日

法人の場合は法人名と代表者名のフリガナを記入してください。

大阪市中央区○○○-2-4

マルマルフドウサン
株式会社○○不動産
代表取締役 施保 一郎
昭和60年4月1日

共同入札者

住 所
(所在地)
フリガナ
氏 名
(法人名)
(代表者名)
生年月日

入札参加書に記載の共同入札者全員の氏名等を記入してください。

代表者の生年月日を記入してください。

令和 年 月 日

入札辞退届

大阪府知事 様
高槻市長 様

住 所
(所在地)

氏 名
〔 法人名
代表者名 〕

私は、令和7年度 府営住宅用地活用事業一般競争入札（第1回）（府営高槻深沢住宅用地及び高槻市有地売払い）物件番号1に参加するため、令和 年 月 日に入札参加書を提出しましたが、入札を辞退いたします。

（添付書類） 交付済（申込み受付の処理がなされたもの）の入札参加書

令和 年 月 日

記入した日付を記入してください。

入札辞退届

大阪府知事 様
高槻市長 様

住 所
(所在地)

大阪市中央区〇〇町1-2-4

入札参加書に記載した住所・氏名
(法人の場合は法人所在地・法人
名・代表者名)を記入してください。

氏 名
[法人名]
[代表者名]

株式会社〇〇不動産
代表取締役 施保 一郎

私は、令和7年度 府営住宅用地活用事業一般競争入札(第1回)(府営高槻深沢住宅用地及び高槻市有地売払い) 物件番号1に参加するため、令和〇年〇月〇日に入札参加書を提出しましたが、入札を辞退いたします。

入札参加書を提出した日付を記入してください。

(添付書類) 交付済(申込み受付の処理がなされたもの)の入札参加書

令和 年 月 日

入札保証金還付依頼書

大阪府知事 様

住 所
(所在地)

氏 名
[法人名
代表者名]

私は、令和7年度 府営住宅用地活用事業一般競争入札（第1回）（府営高槻深沢住宅用地及び高槻市有地売払い）物件番号1に参加するため、令和 年 月 日に入札保証金（大阪府分）として、金 円を納付しましたが、入札を辞退するとともに、上記入札保証金の還付を依頼します。

上記入札保証金の入金を確認後、下記の預金口座に返金をお願いいたします。

金融機関名 ※ゆうちょ銀行は不可	銀行（金庫）	支店
預金の種目	普通預金 ・ 当座預金 ・ その他（ ）	
口座番号		
口座名義人 氏 名	(フリガナ)	

- (添付書類) 1 納付書・領収証書（金融機関の領収印のあるもの）の写し
2 交付済（申込み受付の処理がなされたもの）の入札参加書

令和 年 月 日

記入した日付を記入してください。

入札保証金還付依頼書

大阪府知事 様

住 所
(所在地) 大阪市中央区〇〇町1-2-4

入札参加書に記載した住所・氏名
(法人の場合は法人所在地・法人
名・代表者名)を記入してください。

氏 名
[法人名] 株式会社〇〇不動産
[代表者名] 代表取締役 施保 一郎

私は、令和7年度 府営住宅用地活用事業一般競争入札(第1回)(府営高槻深沢住宅用地及び高槻市有地売払い) 物件番号1に参加するため、令和〇年〇月〇日に入札保証金(大阪府分)として、金2,470,000円を納付しましたが、入札を辞退するとともに、上記入札保証金の還付を依頼します。

上記入札保証金の入金を確認後、下記の口座に返金をお願いします。

金融機関名 ※ゆうちょ銀行は不可	〇 〇 銀行(金庫) △ △ 支店
預金の種目	普通預金 ・ 当座預金 ・ その他()
口座番号	〇〇〇〇〇〇 還付口座は、入札参加書の申込者と同一名義の口座とします。
口座名義人氏名	(フリガナ) カブシキガイシャ マルマルフドウサン 株式会社 〇〇不動産

- (添付書類) 1 納付書・領収証書(金融機関の領収印のあるもの)の写し
2 交付済(申込み受付の処理がなされたもの)の入札参加書

このページは空白です。

お 問 合 せ 先

【お問合せ先】

○入札全般に関すること

（ただし、高槻市分の入札保証金及び契約書に関することは除く）

大阪府 都市整備部 住宅建築局 住宅経営室 施設保全課 資産活用グループ

大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）26階
26階へは、第2バンク（1・2・6・18-28階）エレベータをご利用ください。

TEL（06）6941-0351（内線4346、3042）

FAX（06）6210-9750

○高槻市分の入札保証金及び契約書に関すること

高槻市 総合戦略部 アセットマネジメント推進室

住所 高槻市桃園町2番1号 高槻市役所 本館5階

TEL 072-674-7688（直通）

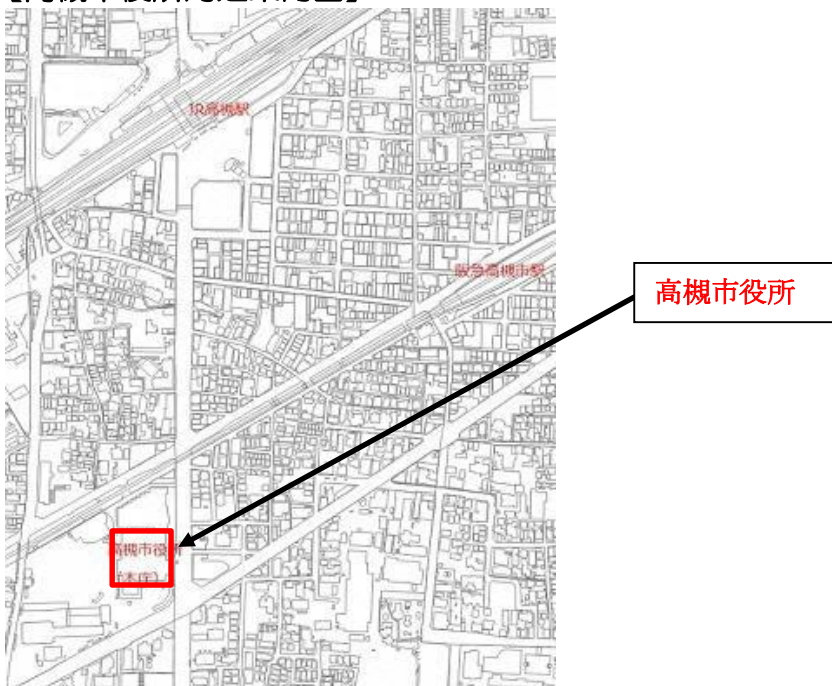
FAX 071-674-3198

【入札参加申込受付場所】

高槻市役所 総合戦略部 アセットマネジメント推進室

住所 高槻市桃園町2番1号 高槻市役所 本館5階

【高槻市役所周辺案内図】



【入札会場】

大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー） 2階 咲洲ホール

【大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）へのアクセス】

地下鉄中央線「コスモスクエア」駅下車、南東へ約 600 メートル

ニュートラム南港ポートタウン線「トレードセンター前」駅下車、ATCビル直結(約 100m)

【大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）周辺案内図】

